

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

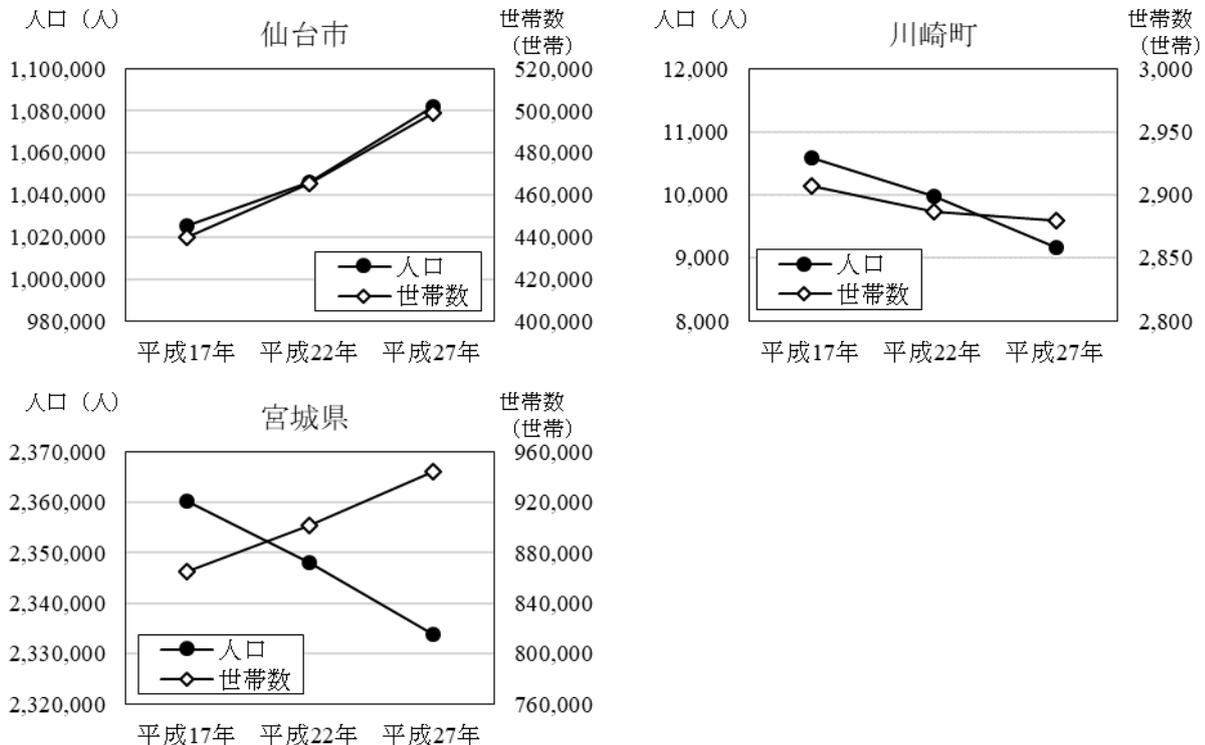
仙台市、川崎町及び宮城県の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

仙台市は人口、世帯数とも増加、川崎町は人口、世帯数とも減少している。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

区分	年	人口（人）			世帯数（世帯）
		総数	男	女	
仙台市	平成 17 年	1,025,098	500,597	524,501	439,579
	平成 22 年	1,045,986	507,833	538,153	465,260
	平成 27 年	1,082,159	527,170	554,989	498,953
川崎町	平成 17 年	10,583	5,161	5,422	2,907
	平成 22 年	9,978	4,833	5,145	2,887
	平成 27 年	9,167	4,508	4,659	2,880
宮城県	平成 17 年	2,360,218	1,149,172	1,211,046	865,200
	平成 22 年	2,348,165	1,139,566	1,208,599	901,862
	平成 27 年	2,333,899	1,140,167	1,193,732	944,720

〔「平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕



〔「平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

2. 産業の状況

仙台市、川崎町及び宮城県の産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

平成 27 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、仙台市、川崎町ともに第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（平成 27 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、（ ）内は％）

産 業	仙台市	川崎町	宮城県
第一次産業	3,717 (0.8)	487 (10.3)	47,017 (4.5)
農 業	3,471	409	39,526
林 業	162	71	1,438
漁 業	84	7	6,053
第二次産業	77,038 (16.5)	1,540 (32.4)	246,510 (23.4)
鉱業、採石業、砂利採取業	67	7	487
建設業	44,748	725	113,356
製造業	32,223	808	132,667
第三次産業	386,007 (82.7)	2,723 (57.3)	760,125 (72.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	4,481	9	8,119
情報通信業	17,762	22	23,769
運輸業、郵便業	26,926	272	64,891
卸売、小売業	94,156	587	186,798
金融、保険業	14,619	47	24,124
不動産業、物品賃貸業	15,279	45	23,184
学術研究、専門・技術サービス業	19,950	50	32,316
宿泊業、飲食サービス業	31,015	300	59,340
生活関連サービス業、娯楽業	17,216	289	36,983
教育、学習支援業	29,961	105	53,611
医療、福祉	57,503	536	122,410
複合サービス事業	3,123	59	10,626
サービス業（他に分類されないもの）	34,403	234	69,085
公 務（他に分類されるものを除く）	19,613	168	44,869
分類不能の産業	12,577 (2.6)	5 (0.1)	24,275 (2.3)
総 数	479,339	4,755	1,077,927

注：1. 第 1 次～第 3 次産業の割合は第 1 次～第 3 次産業の合計に対する比率（％）を、分類不能の産業の割合は総数に対する比率（％）を示す。

2. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の割合の合計が 100 にならない場合がある。

〔平成 27 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成]

(1) 農 業

仙台市、川崎町及び宮城県における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

平成 27 年における販売目的の類別作物作付（栽培）経営体数は、仙台市、川崎町ともに稲が最も多くなっている。また、販売目的の家畜等の飼育経営体数は、仙台市、川崎町ともに肉用牛が最も多くなっている。

表 3.2-3 販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数及び家畜等の飼育経営体数
（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

区 分	種 類	仙台市	川崎町	宮城県
作 物	稲	1,891	466	33,583
	麦類	47	1	374
	雑穀	34	63	547
	いも類	214	27	2,283
	豆類	272	34	3,115
	工芸農作物	5	14	205
	野菜類	831	63	8,614
	花き類・花木	49	15	710
	その他の作物	26	4	1,628
家畜等	乳用牛	24	13	715
	肉用牛	32	28	3,427
	豚	—	1	129
	採卵鶏	9	6	139
	ブロイラー	—	—	44
	栽培きのこ	11	3	138

注：「—」は存在しないことを示す。

〔「2015 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和元年 11 月）より作成〕

(2) 林 業

仙台市、川崎町及び宮城県における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

平成 27 年の林野面積は仙台市が 44,456ha、川崎町が 20,756ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区 分	林野 面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他 官庁	小 計	独立行政 法人等	公有林	私有林
仙台市	44,456	18,637	18,619	18	25,819	1,360	4,128	20,331
川崎町	20,756	8,116	8,115	1	12,640	620	3,080	8,940
宮城県	410,803	122,381	117,805	4,576	288,422	14,648	60,670	213,104

〔「2015 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和元年 11 月）より作成〕

(3)水産業

仙台市、川崎町及び宮城県の養殖種類別経営体数の状況は、表 3.2-5 のとおりであり、2013 年の養殖種類別経営体数は、仙台市が 2 経営体、川崎町が 3 経営体となっている。

また、平成 30 年漁業・養殖業生産統計の都道府県別の海面漁業生産統計調査によると、2018 年の内水面漁業漁獲量は 354t、内水面養殖業収穫量は 265t である。

表 3.2-5 養殖種類別経営体数の状況（2013 年）

（単位：経営体）

区 分	種 類	仙台市	川崎町	宮城県
食用	にじます	x	2	11
	その他のます類	x	1	15
	あゆ	x	—	1
	こい	x	—	1
	その他	x	—	1
種苗用	ます類	x	2	14
	あゆ	x	—	1
	こい	x	—	1
観賞用	錦ごい	x	—	1
計（実数）		2	3	30

注：「—」は事実のないもの、「x」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「2013 年漁業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 2 年 3 月）より作成〕

(4)工 業

仙台市、川崎町及び宮城県の工業の状況は、表 3.2-6 のとおりである。

平成 29 年の製造品出荷額等は、仙台市が 92,243,455 万円、川崎町が 1,588,209 万円となっている。

表 3.2-6 工業の状況（従業員 4 人以上）

区 分	仙台市	川崎町	宮城県
事業所数（事業所）	497	22	2,629
従業者数（人）	16,269	1,001	117,177
製造品出荷額等（万円）	92,243,455	1,588,209	446,964,935

注：事業所数及び従業者数は平成 30 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は平成 29 年 1 年間の数値である。

〔「平成 30 年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）「市区町村編」統計表データ」（総務省 HP、閲覧：令和元年 11 月）より作成〕

(5)商 業

仙台市、川崎町及び宮城県の商業の状況は、表 3.2-7 のとおりである。

平成 27 年の年間商品販売額は、仙台市が 9,124,047 百万円、川崎町が 5,584 百万円となっている。

表 3.2-7 商業の状況

業種	区分	仙台市	川崎町	宮城県
卸売業	事業所数（事業所）	4,833	8	6,858
	従業者数（人）	50,022	30	64,898
	年間商品販売額（百万円）	7,632,689	1,251	8,782,579
小売業	事業所数（事業所）	6,360	93	15,245
	従業者数（人）	58,492	286	119,642
	年間商品販売額（百万円）	1,491,357	4,333	2,772,330
合計	事業所数（事業所）	11,193	101	22,103
	従業者数（人）	108,514	316	184,540
	年間商品販売額（百万円）	9,124,047	5,584	11,554,910

注：事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の数値である。

〔平成 28 年経済センサスー活動調査 産業別集計（卸売業、小売業）「市区町村編」統計表データ〕
（総務省 HP、閲覧：令和元年 11 月）より作成

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

仙台市、川崎町及び宮城県の地目別土地利用の状況は、表 3.2-8 及び図 3.2-2 のとおりである。

平成 29 年における地目別土地利用の状況は、仙台市、川崎町とも森林が最も多くなっている。

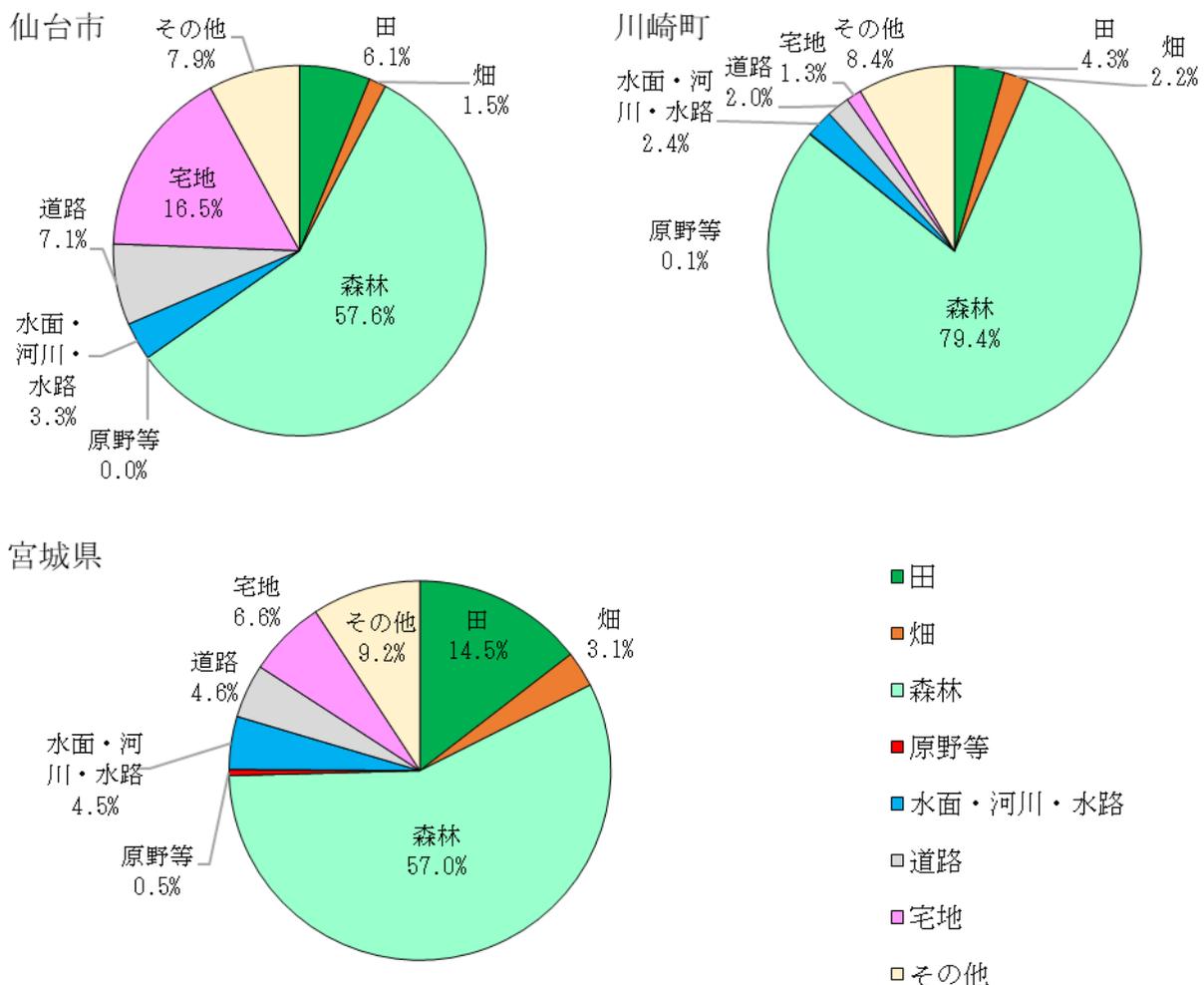
表 3.2-8 地目別土地利用の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

（単位：ha、（ ）内は％）

区分	田	畑	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	計
仙台市	4,820 (6.1)	1,180 (1.5)	45,263 (57.6)	1 (0.0)	2,606 (3.3)	5,559 (7.1)	12,965 (16.5)	6,236 (7.9)	78,630 (100)
川崎町	1,160 (4.3)	588 (2.2)	21,500 (79.4)	16 (0.1)	640 (2.4)	533 (2.0)	360 (1.3)	2,280 (8.4)	27,077 (100)
宮城県	105,523 (14.5)	22,229 (3.1)	415,360 (57.0)	3,755 (0.5)	32,886 (4.5)	33,477 (4.6)	47,922 (6.6)	67,070 (9.2)	728,222 (100)

注：数値は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔平成 30 年度土地利用の現況と施策の概要〕（宮城県、平成 30 年）より作成



〔平成 29 年度固定資産の価格等の概要調書 土地〕（宮城県 HP、閲覧：令和元年 11 月）より作成

図 3.2-2 地目別土地利用の現況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：平成 29 年 4 月 26 日）に基づき定められた土地利用基本計画の各地域は、次のとおりである。

① 都市地域

事業実施想定区域及びその周囲における都市地域は、図 3.2-3 のとおり、事業実施想定区域及びその周囲に都市地域が存在している。

② 農業地域

事業実施想定区域及びその周囲における農業地域は、図 3.2-4 のとおり、事業実施想定区域の周囲に農業地域が存在している。

③ 森林地域

事業実施想定区域及びその周囲における森林地域は、図 3.2-5 のとおり、事業実施想定区域及びその周囲に森林地域が存在している。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は、図 3.2-4 のとおり、事業実施想定区域の周囲に農用地区域が存在している。

(3) 都市計画に基づく用途地域

事業実施想定区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日）に基づく用途地域は、図 3.2-6 のとおり、事業実施想定区域の周囲に第一種住居地域等が存在している。

(4) ふるさと宮城の水循環保全条例に基づく水道水源特定保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「ふるさと宮城の水循環保全条例」（平成 16 年宮城県条例第 42 号）に基づく水道水源特定保全地域はない。

また、対象事業実施区域及びその周囲における「広瀬川の清流を守る条例」（昭和 49 年仙台市条例第 39 号）に基づく環境保全区域及び水質保全区域の指定状況は表 3.2-9 及び図 3.2-7 のとおり、事業実施想定区域の周囲に水質保全区域等が存在している。

表 3.2-9 広瀬川の清流を守る条例に基づく保全区域の指定状況

区分	面積	備考	指定年月日
環境保全区域	特別環境保全区域：263ha 第一種環境保全区域：273ha 第二種環境保全区域：47ha 合計：583ha	青葉山及び広瀬川沿いの段丘崖等の水域と一帯となった自然環境を形成する区域。	昭和 49 年 9 月 28 日
水質保全区域		清流としての水質管理基準を広瀬川のシンボルであるアユが生息できる水質条件とし、ブロック毎の許容負荷量と排出規制基準を定めている。	

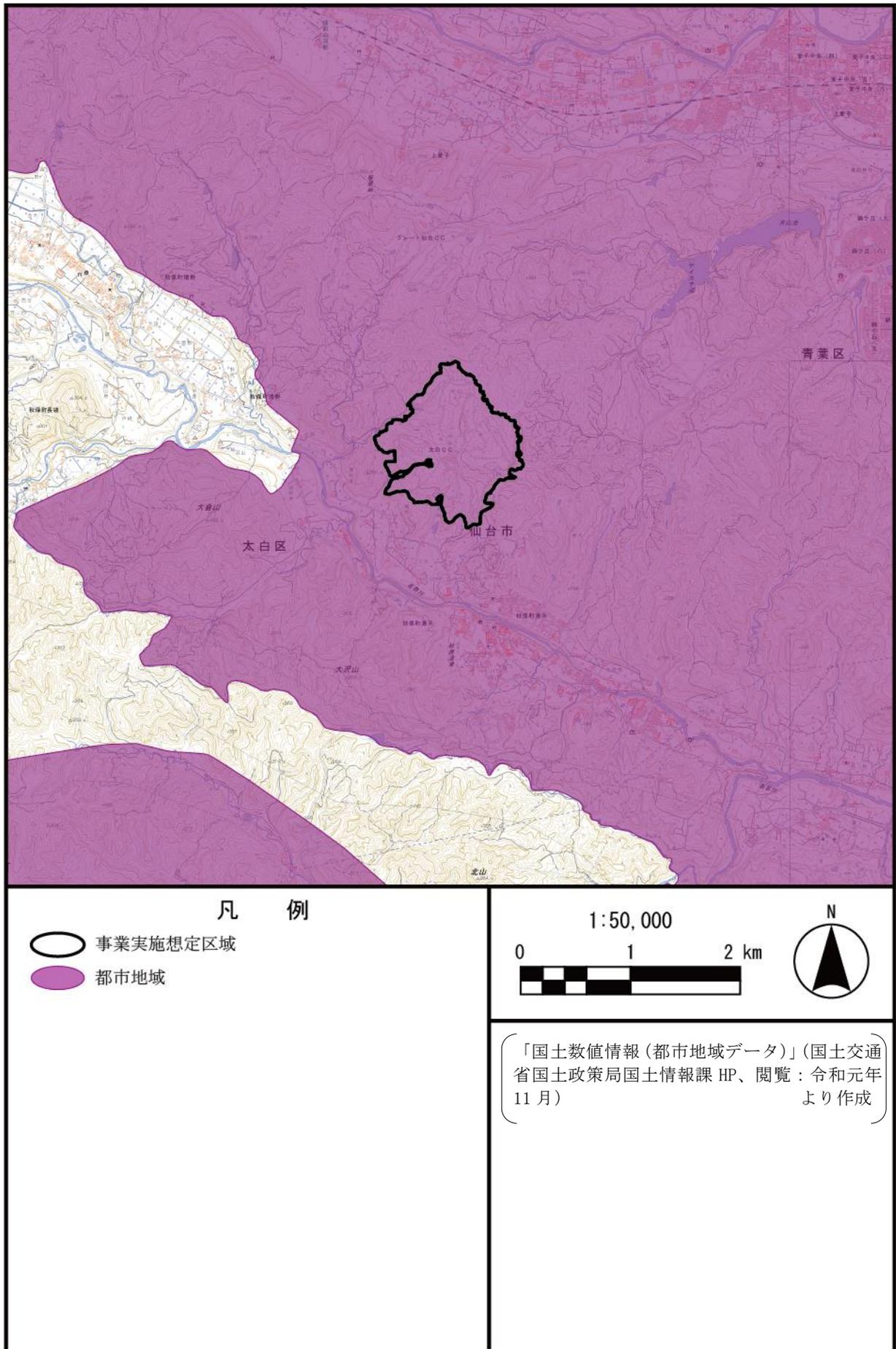


図 3.2-3 土地利用基本計画図（都市地域）

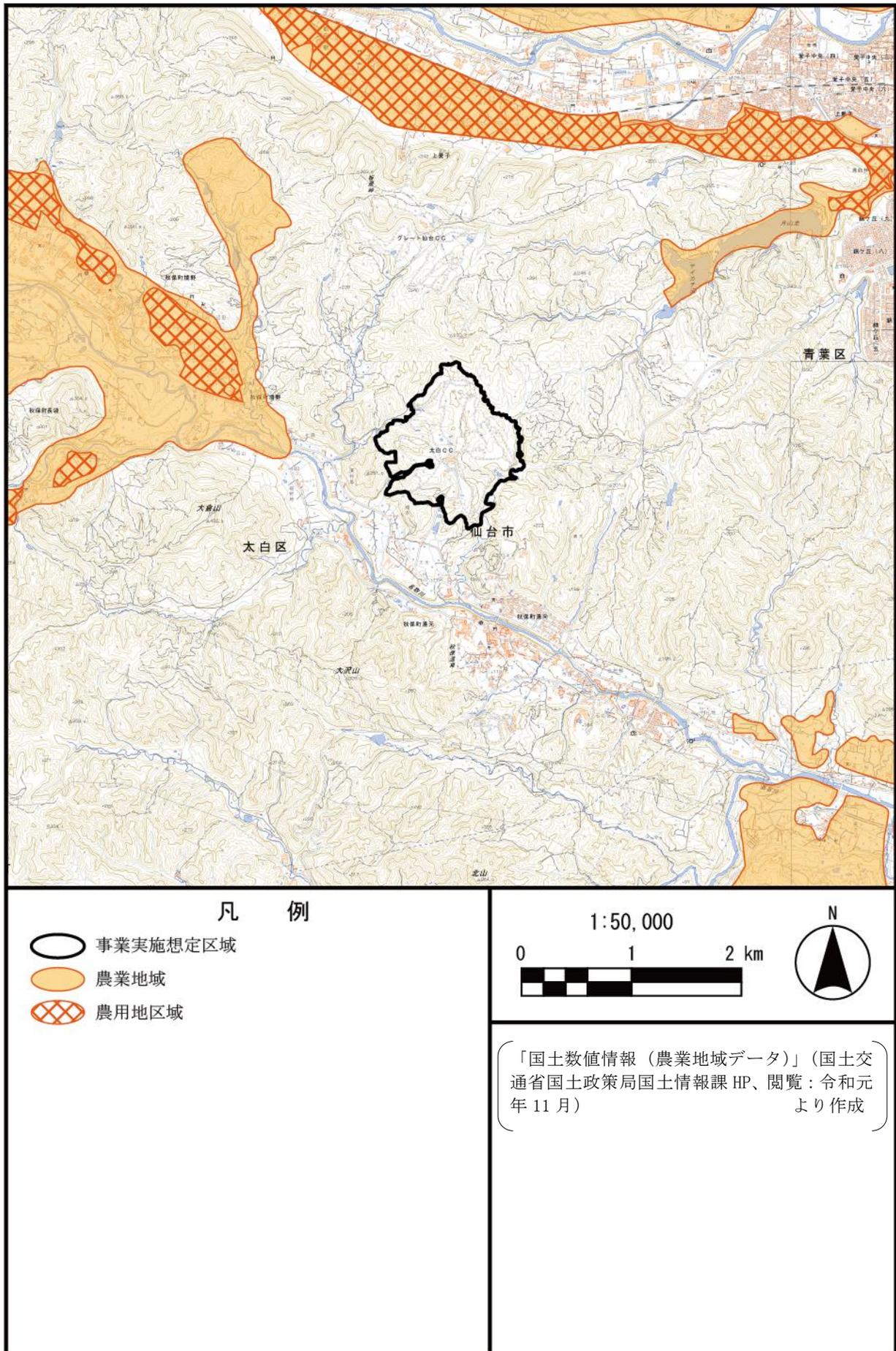


図 3.2-4 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

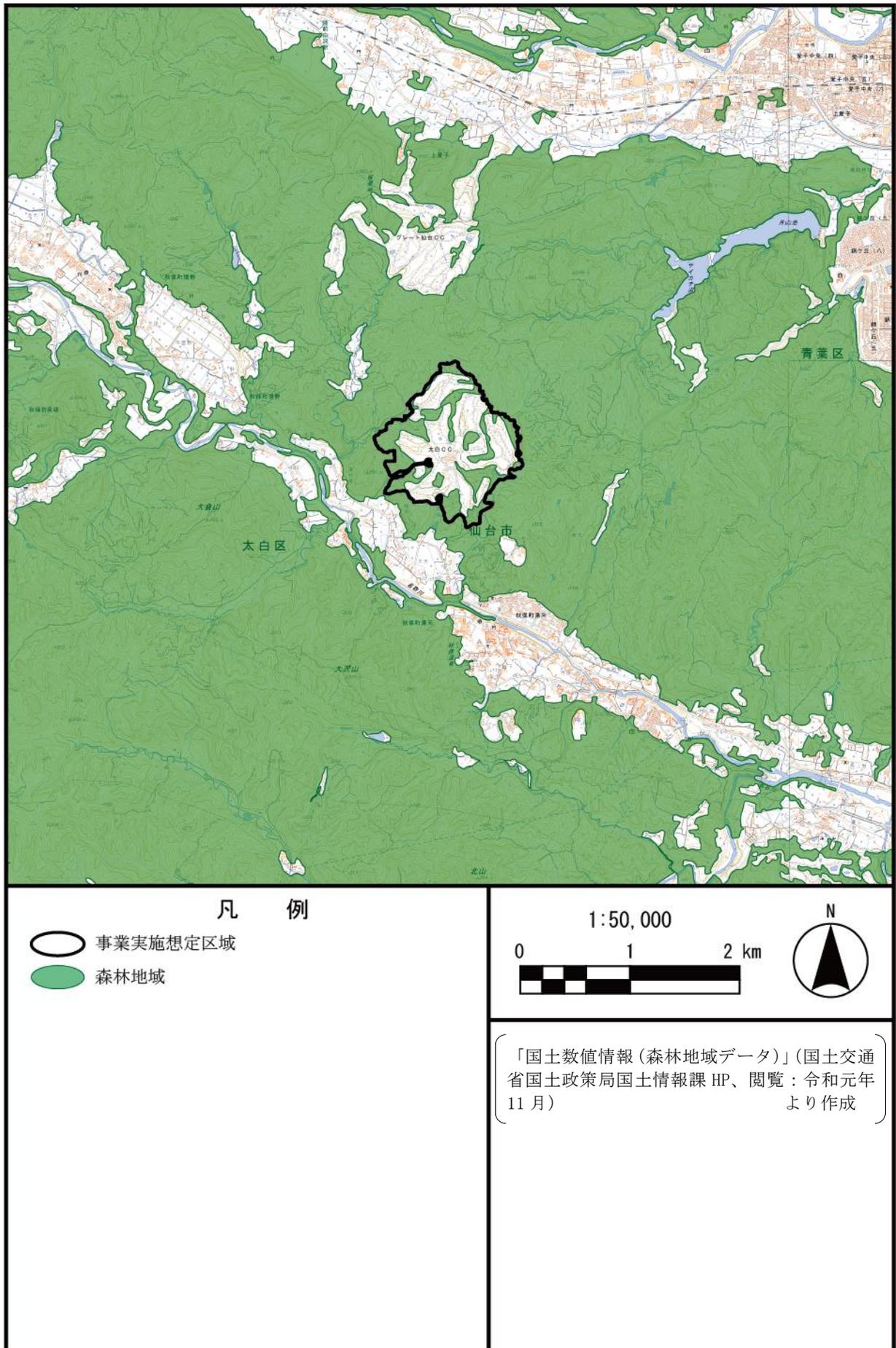


図 3.2-5 土地利用基本計画図 (森林地域)

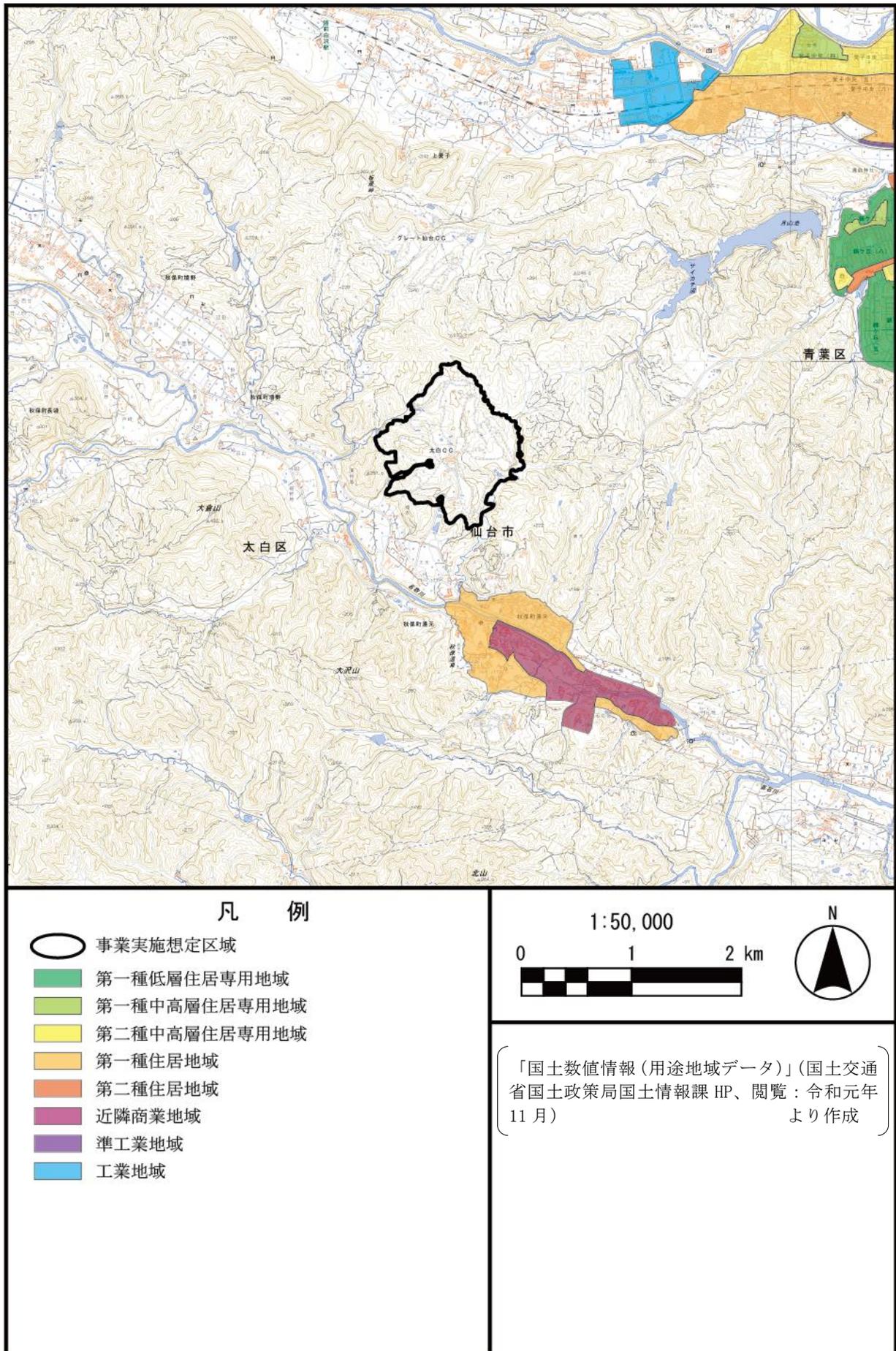


図 3.2-6 都市計画に基づく用途地域

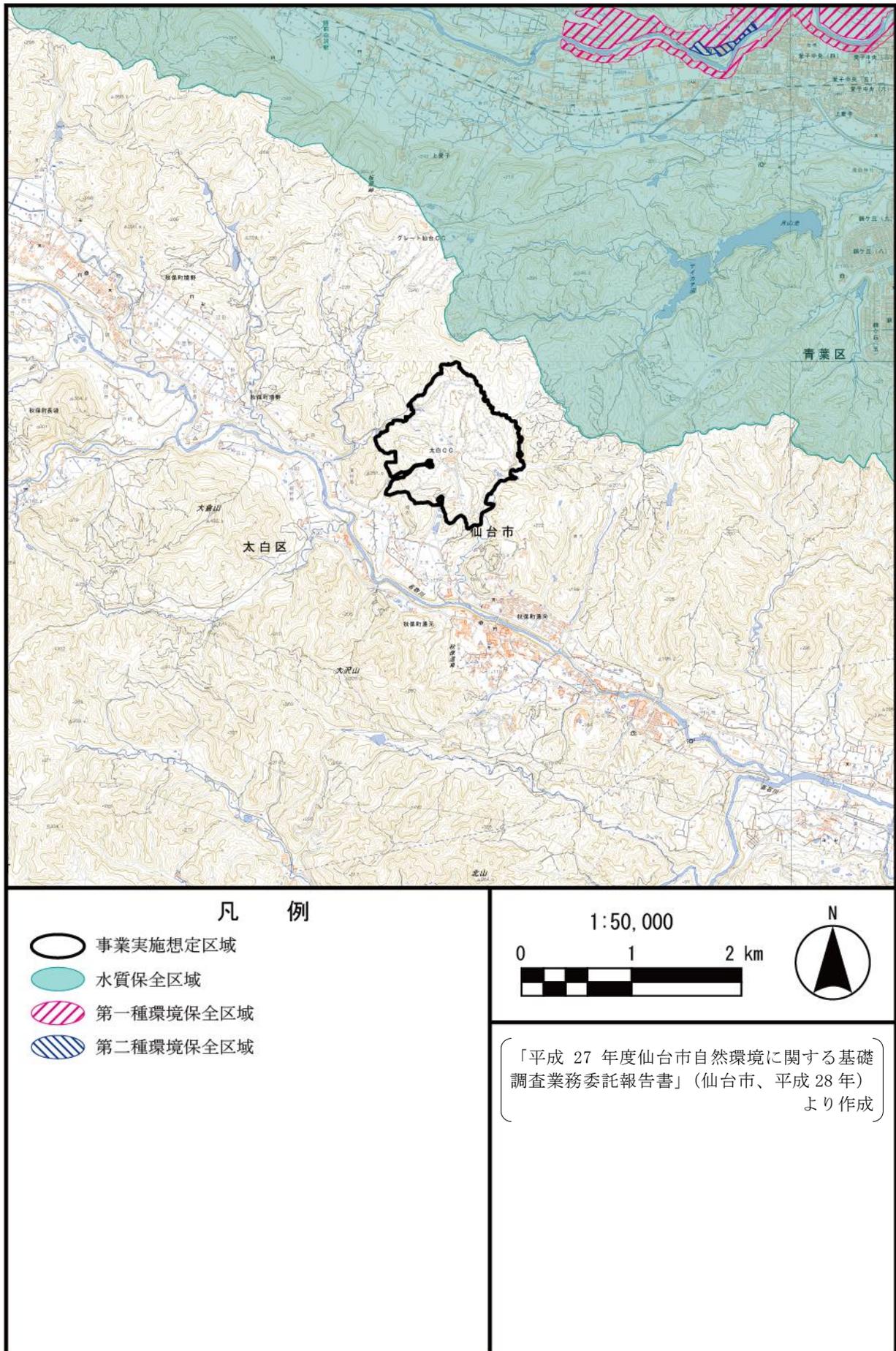


図 3.2-7 広瀬川の清流を守る条例に基づく保全区域の指定状況

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1) 水道用水としての利用

事業実施想定区域及びその周囲における水道用水の取水状況は、表 3.2-10 のとおりである。なお、仙台市及び川崎市では、簡易水道は利用されていない。また、事業実施想定区域及びその周囲に取水地点は存在しない。

表 3.2-10 水道用水の取水状況（上水道・平成 29 年度）

事業体名	年間取水量（千 m ³ /年）								
	地表水			地下水			その他 (湧水等)	浄水受水	合 計
	ダム直接	ダム放流	表流水 (自流)	伏流水	浅井戸	深井戸			
仙台市	50,274	36,424	5,760	0	0	0	111	30,330	122,899
川崎町	125	0	968	0	0	0	0	0	1,093

〔「宮城県の水道」（宮城県 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成〕

(2) 農業用水としての利用

事業実施想定区域の周囲において、農業用水は名取川、碁石川及び広瀬川を利用している。また、「農業用ため池に関する情報」（宮城県 HP、閲覧：令和元年 12 月）によると、農業用のため池は仙台市に 352 か所、川崎町に 33 か所存在する。

(3) 漁業による利用

事業実施想定区域及びその周囲の河川及び湖沼における、「漁業法」（昭和 24 年法律 267 号、最終改正：令和元年 5 月 15 日）に基づく内水面漁業権は、表 3.2-11 及び図 3.2-8 のとおりである。

表 3.2-11 内水面漁業権の内容

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	組合名	存続期間
内共 第 18 号	第五種共同漁業 あゆ漁業、こい漁業 ふな漁業、うぐい漁業 うなぎ漁業、おいかわ漁業 にじます漁業、いwana漁業 やまめ (さくらますを含む) 漁業 わかさぎ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで ただし宮城県内 水面漁業調整規則 及び行使規則 の禁止期間を除く。	広瀬名取川漁 業協同組合	平成 25 年 9 月 1 日から平成 35 年 8 月 31 日まで
内共 第 19 号	第五種共同漁業 あゆ漁業、こい漁業 ふな漁業、うぐい漁業 うなぎ漁業、おいかわ漁業 にじます漁業、いwana漁業 やまめ (さくらますを含む) 漁業 わかさぎ漁業			

〔「第 5 種共同漁業権遊漁規則について」（宮城県 HP、閲覧：令和元年 11 月）
「遊漁河川情報」（宮城県内水面漁業協同組合連合会 HP、閲覧：令和元年 11 月）より作成〕

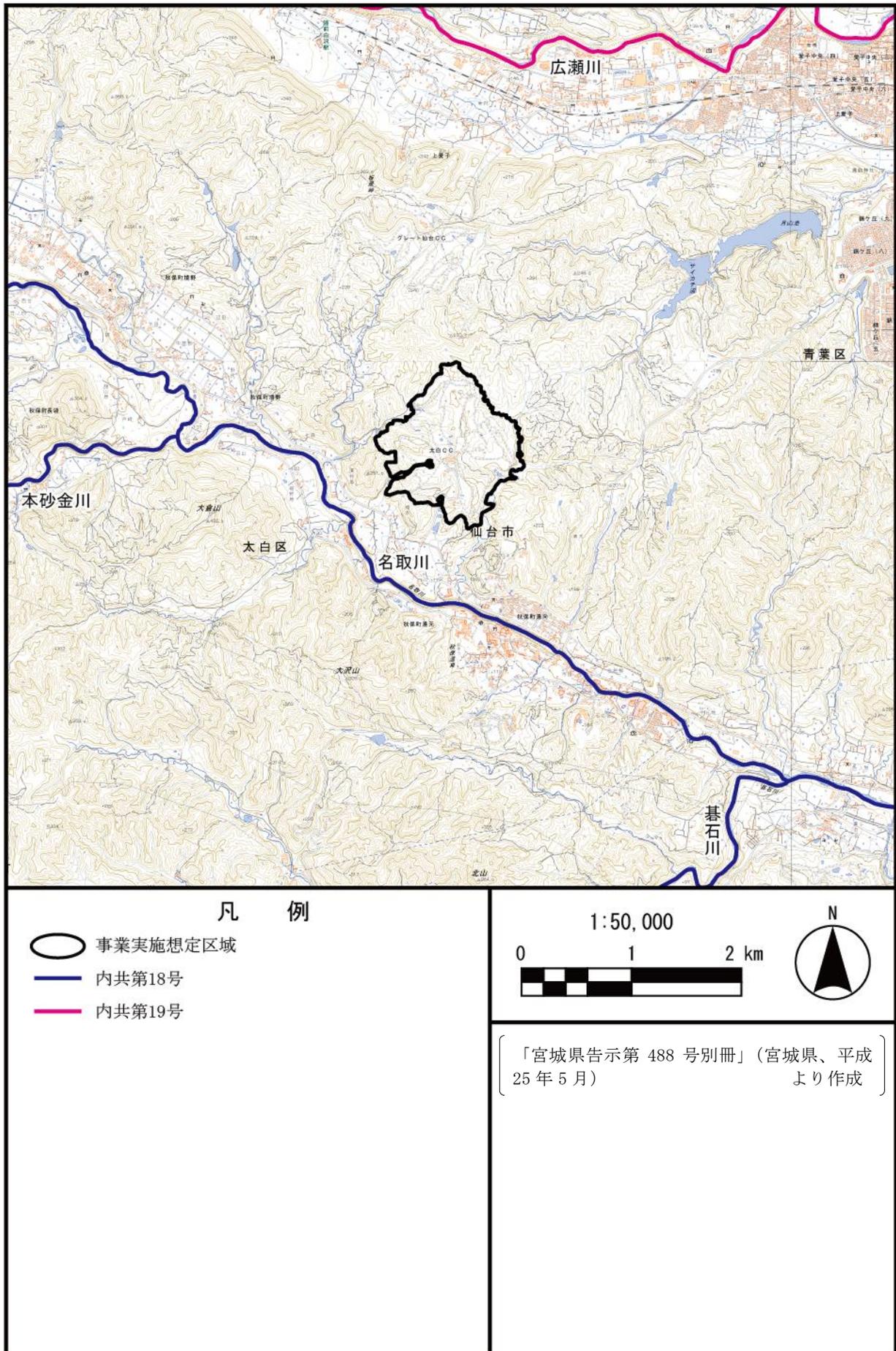


図 3.2-8 河川の利用状況(内水面漁業権)

2. 地下水の利用状況

(1) 水道用水としての利用

事業実施想定区域及びその周囲における地下水からの水道用水の取水状況は表 3.2-10 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲において水道用水に地下水は利用されていない。

(2) 温泉

事業実施想定区域及びその周囲における温泉地、泉源及び温泉保護地域等の状況は表 3.2-12 及び図 3.2-9 のとおりである。

表 3.2-12 温泉地及び泉源の状況

公示番号	温泉地及び泉源の名称		公示番号	温泉地及び泉源の名称	
作並温泉	1	河原の湯	秋保湯元温泉	17	春秋の湯
愛子周辺温泉	2	渡場温泉		18	ホテル秋保5号泉
	3	広瀬川温泉		19	大夫の湯
	4	渡幸2号泉		20	春秋の湯2号泉
	5	守屋光泰泉		21	常楽の湯
	6	(綿久源泉)		22	緑水の湯
	7	月山温泉		23	秋保桜の湯
	8	芦見温泉		24	磊々乃湯
	9	二岩温泉		25	仙秋1号
秋保湯元温泉	10	天守閣2号泉		26	清流鉱泉
	11	三馬源泉	27	茶寮宗園2号泉	
	12	磐司の湯	28	2号清流鉱泉	
	13	長寿の湯(はな乃湯)	鴻の巣温泉	29	鴻巣元湯
	14	白木沢		30	新湯
	15	潮滝の湯	二口周辺温泉	31	萩の湯
	16	亀の湯		32	湯の辺田温泉

注：表中の番号は図 3.2-9 の番号に対応する。

〔「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(仙台市、平成 28 年)より作成〕

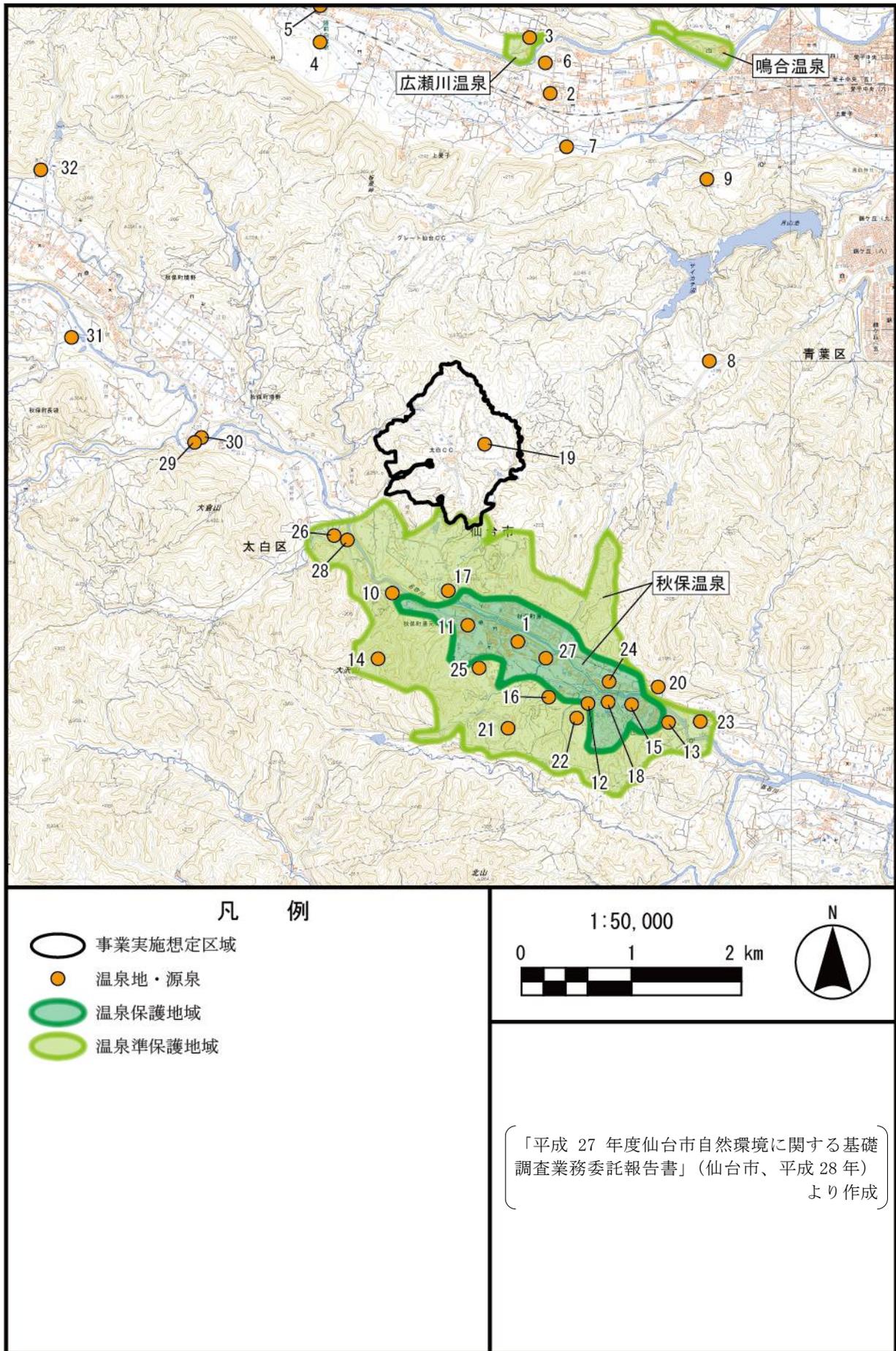


図 3.2-9 温泉地、泉源及び温泉保護地域等の状況

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路の状況は、図 3.2-10 のとおりであり、一般国道 48 号、主要地方道 62 号等が通っている。

平成 27 年度の交通量調査結果は表 3.2-13、観測区間は図 3.2-10 のとおりである。

事業実施想定区域直近の主要地方道 62 号仙台山寺線⑨の昼間 12 時間交通量は 4,968 台となっている。

また、事業実施想定区域の北側に JR 仙山線が通っている。

表 3.2-13 主要道路の交通状況（平成 27 年度）

（単位：台）

番号	路線名	調査区間	昼間 12 時間自動車類交通量 (台)			24 時間 自動車類 交通量 (台)	昼間 12 時間 大型車 混入率 (%)
			小型車	大型車	合計		
①	一般国道 48 号	落合停車場線～一般国道 457 号	21,144	2,590	23,734	30,380	10.9
②	一般国道 48 号	一般国道 457 号～一般国道 457 号	9,744	1,904	11,648	14,696	16.3
③	一般国道 286 号	(主要地方道仙台南田線と接続する市道)～(主要地方道仙台山寺線に接続する市道)	15,121	2,564	17,685	22,637	14.5
④	一般国道 286 号	(主要地方道仙台山寺線に接続する市道)～仙台市太白区・川崎町境	6,567	1,223	7,790	10,114	15.7
⑤	一般国道 457 号	一般国道 457 号～一般国道 48 号	7,887	1,367	9,254	12,065	14.8
⑥	一般国道 457 号	一般国道 48 号～仙台山寺線	2,297	332	2,629	3,207	12.6
⑦	一般国道 457 号	仙台山寺線～仙台市太白区・川崎町境	1,022	119	1,141	1,358	10.4
⑧	主要地方道 62 号仙台山寺線	一般国道 286 号～秋保温泉線	7,295	1,033	8,328	10,493	12.4
⑨	主要地方道 62 号仙台山寺線	秋保温泉線～一般国道 457 号	4,397	571	4,968	6,210	11.5
⑩	一般県道 131 号秋保温泉線	仙台山寺線～()	1,814	171	1,985	2,422	8.6
⑪	一般県道 132 号秋保温泉愛子線	仙台山寺線～一般国道 457 号	5,516	829	6,345	7,551	13.1
⑫	一般県道 160 号秋保温泉川崎線	秋保温泉線～仙台市太白区・川崎町境	788	51	839	1,066	6.1
⑬	一般県道 160 号秋保温泉川崎線	仙台市太白区・川崎町境～(町道)	1,104	95	1,199	1,463	7.9

注：1. 表中の番号は、図 3.2-10 中の番号に対応する。

2. 昼間 12 時間観測の時間帯は午前 7 時～午後 7 時、24 時間観測の時間帯は午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時である。

3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。

昼間 12 時間交通量：平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間から推定している。

24 時間交通量：推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定している。

4. 「-」は出典に記載がないことを示す。

〔「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」
(国土交通省 HP、閲覧：令和元年 11 月) より作成〕

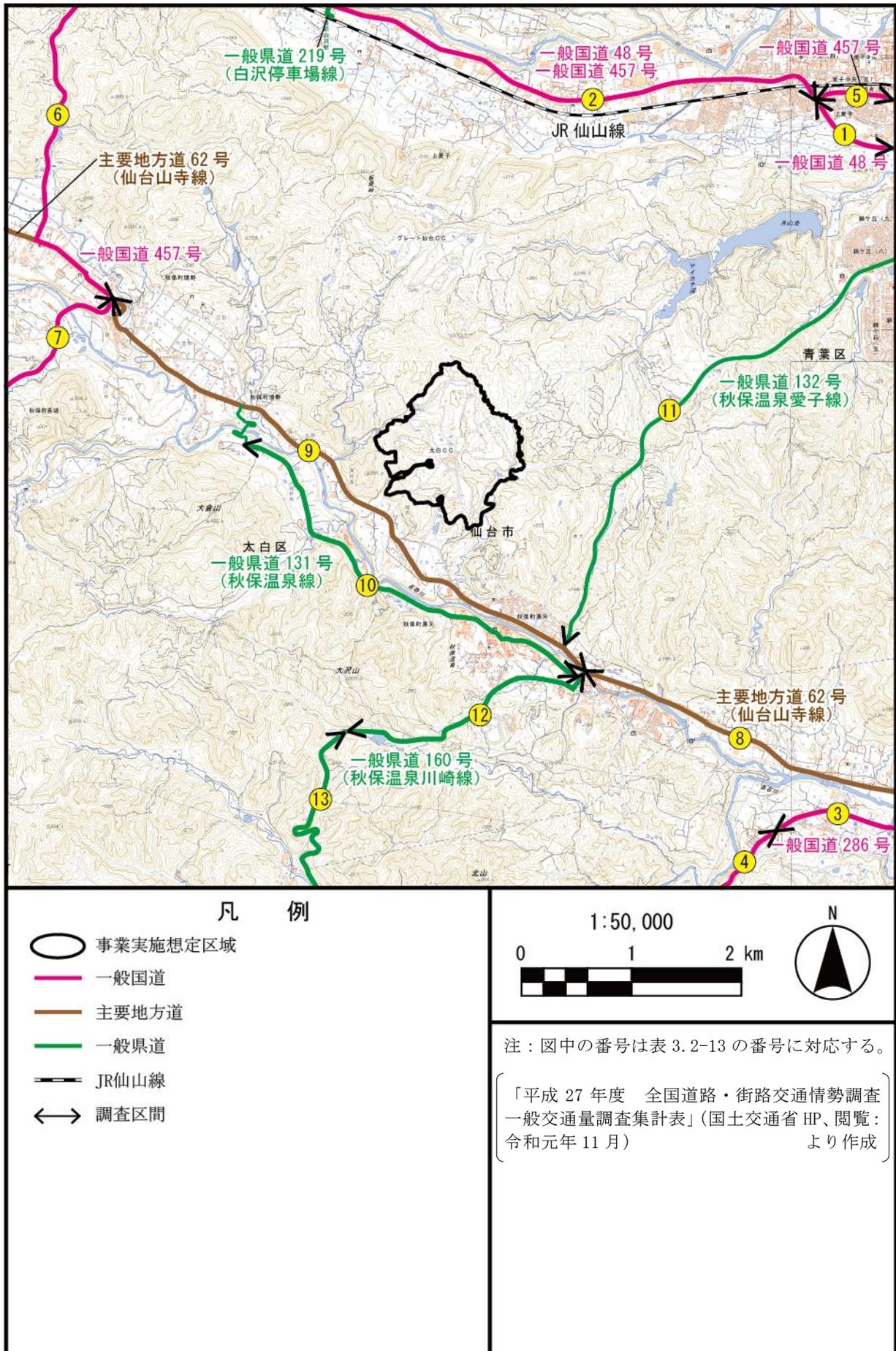


図 3.2-10 陸上交通の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。事業実施想定区域及びその周囲における配慮が特に必要な施設は、表 3.2-14 及び図 3.2-11 のとおりである。なお、事業実施想定区域内にはこれらの配慮が特に必要な施設はない。太陽電池発電機の設置予定範囲から約 0.6km の位置に湯元小学校及びグループホームほくとの里、約 1.0km の位置に湯元保育園がある。

また、住宅等の配置の概況は図 3.2-11 のとおりであり、事業実施想定区域から最寄り住居までの距離は約 80m である。

表 3.2-14 配慮が特に必要な施設

区分	名称	所在地
幼稚園・保育園等	アスク愛子保育園	仙台市青葉区愛子中央五丁目 7-18
	コスモス錦保育所	仙台市青葉区錦ヶ丘七丁目 22-1
	あきう幼稚園	仙台市太白区秋保町長袋字大原 45 番地の 4
	湯元保育所	仙台市太白区秋保町湯向 24-11
小学校	愛子小学校	仙台市青葉区上愛子字新宮前 1
	錦ヶ丘小学校	仙台市青葉区錦ヶ丘七丁目 28-1
	秋保小学校	仙台市太白区秋保町長袋字町 15
	湯元小学校	仙台市太白区秋保町湯向 29-3
中学校	秋保中学校	仙台市太白区秋保町長袋字大原 45-5
病院・診療所	早川医院	仙台市青葉区上愛子字大道 18-1
	宮城共立医院	仙台市青葉区上愛子字上遠野原 9-76
	西仙台病院	仙台市青葉区芋沢字新田 54-4
	上愛子クリニック	仙台市青葉区上愛子字街道 77-3
	岩崎医院	仙台市青葉区愛子中央 6 丁目 7-23
	錦ヶ丘ヒルズクリニック	仙台市青葉区錦ヶ丘 7 丁目 20-2
	仙台クリニック	仙台市太白区秋保町湯元字木戸保 1-1
	仙台市秋保診療所	仙台市太白区秋保町長袋字大原 45-3
福祉施設	ポケット	仙台市青葉区錦ヶ丘九丁目 29-59
	デイサービスセンター陽だまりの家	仙台市青葉区愛子中央 5 丁目 8 番 41 号
	ワークしんせい	仙台市青葉区上愛子字北原道上 31-3
	洛風苑	仙台市青葉区芋沢字新田 56-2
	いがぐり作業所	仙台市青葉区芋沢字柿崎中 41-1
	ひかり苑	仙台市青葉区上愛子字道上 59-4
	グループホームほくとの里	仙台市太白区秋保町湯向 28-10
	一重の里	仙台市太白区秋保町湯元字上原 35-8

「保育所・幼稚園など」(仙台市 HP、閲覧：令和元年 11 月)
「市立学校一覧」(仙台市 HP、閲覧：令和元年 11 月)
「みやぎのお医者さんガイド 宮城県の病院・診療所マップ」(宮城県 HP、閲覧：令和元年 11 月)
「せんだいくらしのマップ 福祉施設マップ」(仙台市 HP、閲覧：令和元年 11 月) より作成

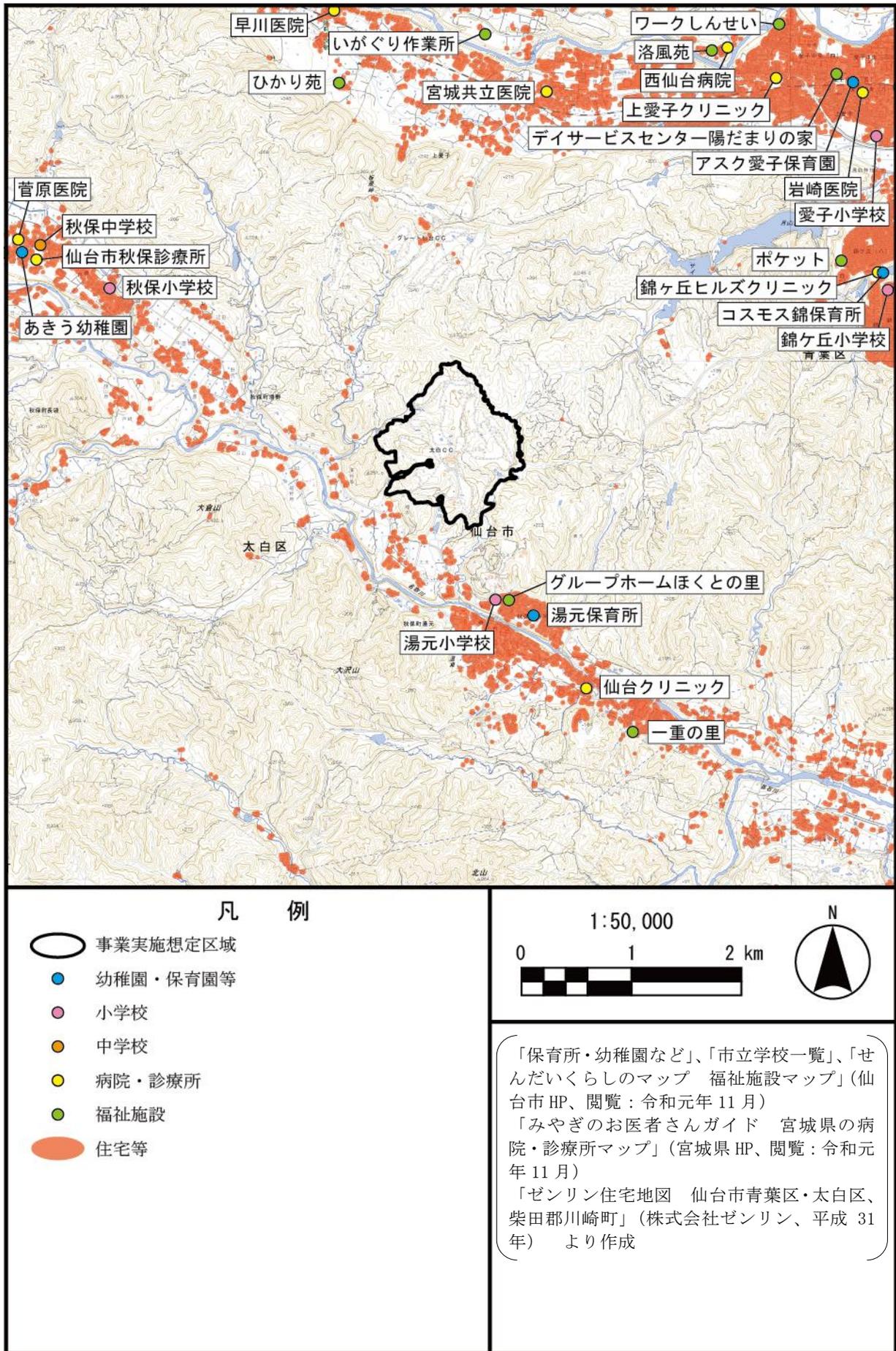


図 3.2-11 配慮が特に必要な施設の位置及び住宅等の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

仙台市、川崎町及び宮城県における、下水道の整備状況は、表 3.2-15 のとおりである。
平成 29 年度末の処理人口普及率は、仙台市が 98.1%、川崎町が 63.4%である。

表 3.2-15 下水道の整備状況（平成 29 年度末）

市町	行政区域人口 (人) [A]	処理区域人口 (人) [B]	水洗化人口 (人) [C]	処理人口普及率 (%) [B] / [A] ×100	水洗化率 (%) [C] / [B] ×100
仙台市	1,056,202	1,036,660	1,032,601	98.1	99.6
川崎町	8,862	5,621	5,263	63.4	93.6
宮城県	2,302,043	1,868,410	1,774,774	81.2	95.0

〔統計/下水道処理人口普及率/平成 29 年度〕（宮城県 HP、閲覧：令和元年 11 月）より作成

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

十和田市及び宮城県における、一般廃棄物（ごみ）の処理状況は、表 3.2-16 のとおりである。
平成 29 年度のごみ総排出量は、仙台市が 404,515t、川崎町が 2,664t となっている。

表 3.2-16 一般廃棄物（ごみ）の処理状況（平成 29 年度）

区分		仙台市	川崎町	宮城県
ごみ総排出量	計画収集量 (t)	344,439	2,538	741,504
	直接搬入量 (t)	33,156	126	66,690
	集団回収量 (t)	26,920	0	32,376
	合計 (t)	404,515	2,664	840,570
ごみ処理量	直接焼却量 (t)	293,957	2,187	649,581
	直接最終処分量 (t)	2,166	0	5,738
	焼却以外の中間処理量 (t)	81,472	452	142,996
	直接資源化量 (t)	18	2	5,519
	合計 (t)	377,613	2,641	803,834
中間処理後再生利用量 (t)		44,750	678	95,986
リサイクル率 (%)		17.7	25.7	16.0
最終処分量 (t)		50,913	96	94,881

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) ×100

〔平成 29 年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果〕（環境省 HP、閲覧：令和元年 11 月）より作成

2. 産業廃棄物の状況

宮城県における平成 29 年度の産業廃棄物の処理状況は、表 3.2-17 のとおりである。

平成 29 年度の産業廃棄物発生量は 11,003 千 t、最終処分量は 175 千 t となっている。

また、事業実施想定区域及びその周囲における中間処理施設、最終処分場の施設の状況は表 3.2-18 及び図 3.2-12 のとおりである。

仙台市太白区の中間処理施設は 4 ケ所、最終処分場は 1 ケ所、川崎町の中間処理施設は 2 ケ所、最終処分場は 0 ケ所となっている。

表 3.2-17 産業廃棄物の処理状況（平成 29 年度）

（単位：千 t）

県	発生量	排出量	資源化量	減量化量	最終処分量
宮城県	11,003	10,930	4,395	6,428	175

注：表中の数字は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

〔平成 30 年度宮城県産業廃棄物実態調査報告書（平成 29 年度実績）〕（宮城県、平成 31 年）より作成

表 3.2-18(1) 産業廃棄物処理施設（平成 24 年度）

（単位：ヶ所）

県	市区町村	中間処理施設	最終処分場
宮城県	仙台市青葉区	10	6
	仙台市宮城野区	31	0
	仙台市若林区	17	0
	仙台市太白区	4	1
	仙台市泉区	11	0
	石巻市	3	0
	塩竈市	5	0
	白石市	3	0
	名取市	8	0
	角田市	4	0
	多賀城市	9	0
	岩沼市	12	0
	東松島市	5	2
	大崎市	13	0
	富谷市	1	0
	刈田郡蔵王町	2	0
	柴田郡大河原町	3	0
	柴田郡村田町	5	0
	柴田郡柴田町	9	0
	柴田郡川崎町	2	0
	伊具郡丸森町	2	0
	亶理郡亶理町	1	0
	亶理郡山元町	2	0
	宮城郡松島町	1	0
	宮城郡利府町	5	0
	黒川郡大和町	10	2
	黒川郡大郷町	13	0
	黒川郡大衡村	3	0
	加美郡色麻町	1	0
	加美郡加美町	3	0
	遠田郡美里町	3	0

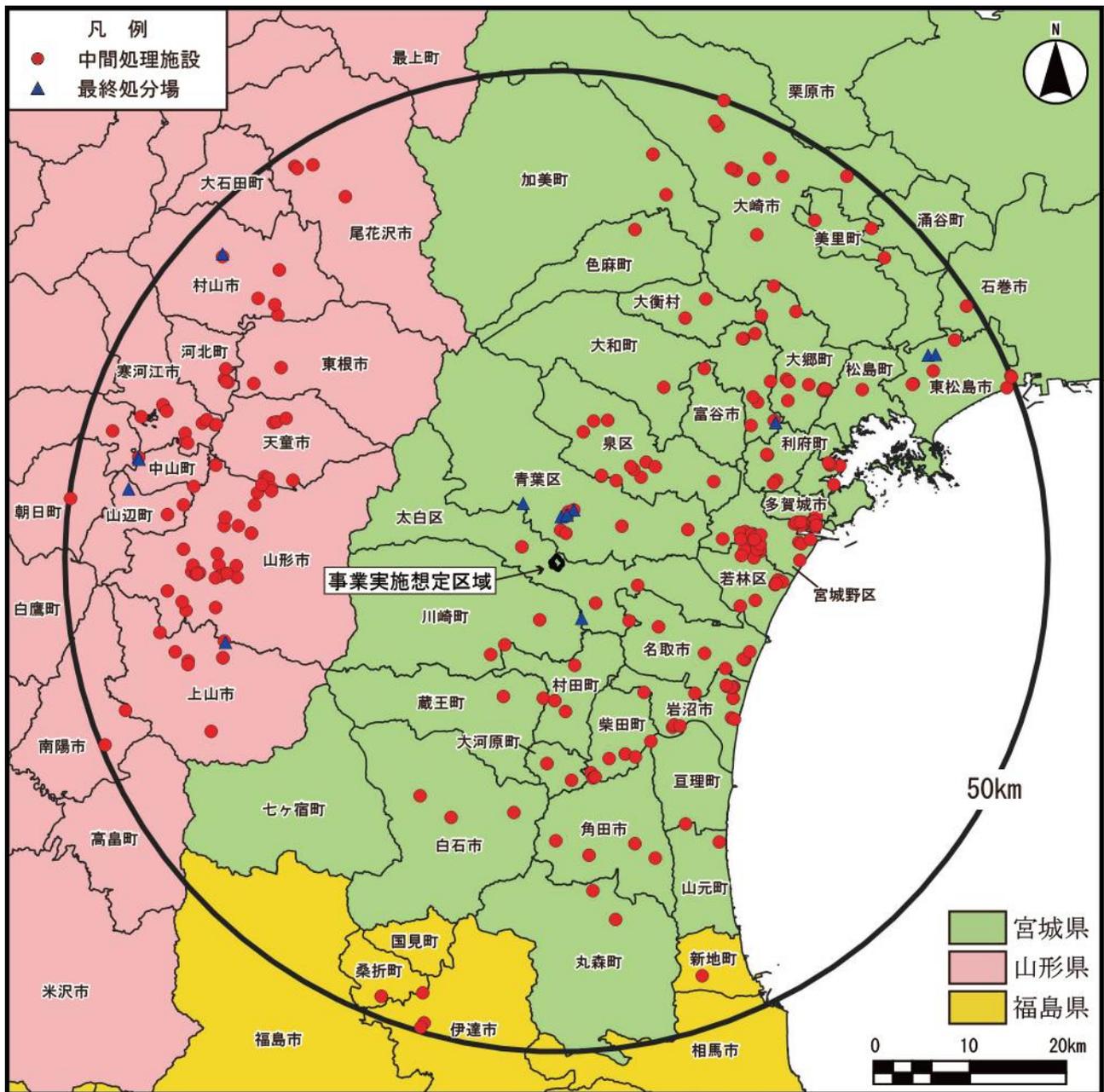
〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和元年 11 月）より作成〕

表 3.2-18 (2) 産業廃棄物処理施設 (平成 24 年度)

(単位:ヶ所)

県	市区町村	中間処理施設	最終処分場
山形県	山形市	34	1
	寒河江市	10	0
	上山市	7	0
	村山市	5	1
	天童市	6	0
	東根市	2	0
	尾花沢市	4	0
	南陽市	2	0
	東村山郡山辺町	2	1
	東村山郡中山町	1	3
	西村山郡河北町	4	0
	西村山郡朝日町	1	0
	西村山郡大江町	1	0
福島県	伊達市	3	0
	伊達郡桑折町	3	0
	相馬郡新地町	1	0
合計		287	17

「国土数値情報 (廃棄物処理施設データ)」(国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧:令和元年 11 月) より作成



「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和元年 11 月）より作成

図 3.2-12 中間処理施設及び最終処分場の分布状況

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-19(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、表3.2-19(2)の基準がそれぞれ定められている。

また、仙台市の「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画」では、定量目標として、二酸化窒素について「1時間値の1日平均が0.04ppm以下（国の環境基準のゾーンの下限值）であること」としている。

表 3.2-19(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

より作成

表 3.2-19(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日）に基づき定められており、その内容は表3.2-20のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲における指定状況は、図3.2-13のとおりである。

表 3.2-20(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：仙台市における類型を当てはめる地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号、最終改正：平成30年4月25日）第8条第1項第1号に掲げる地域のうち以下のとおりである。なお、川崎町は類型指定をあてはめられていない。

- AA 類型；青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の規定により定められた文教地区（公園の区域を除く。）に限る。）
- A 類型；第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域（AAの項に掲げる地域を除く。）
- B 類型；第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域（Aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。）
- C 類型；近隣商業地域（Bの項に掲げる地域を除く。）商業地域、準工業地域及び工業地域

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：平成24年3月30日）
 「仙台市告示第126号」（仙台市、平成24年）より作成

表 3.2-20(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、
最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）より作成

表 3.2-20(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、
最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）より作成

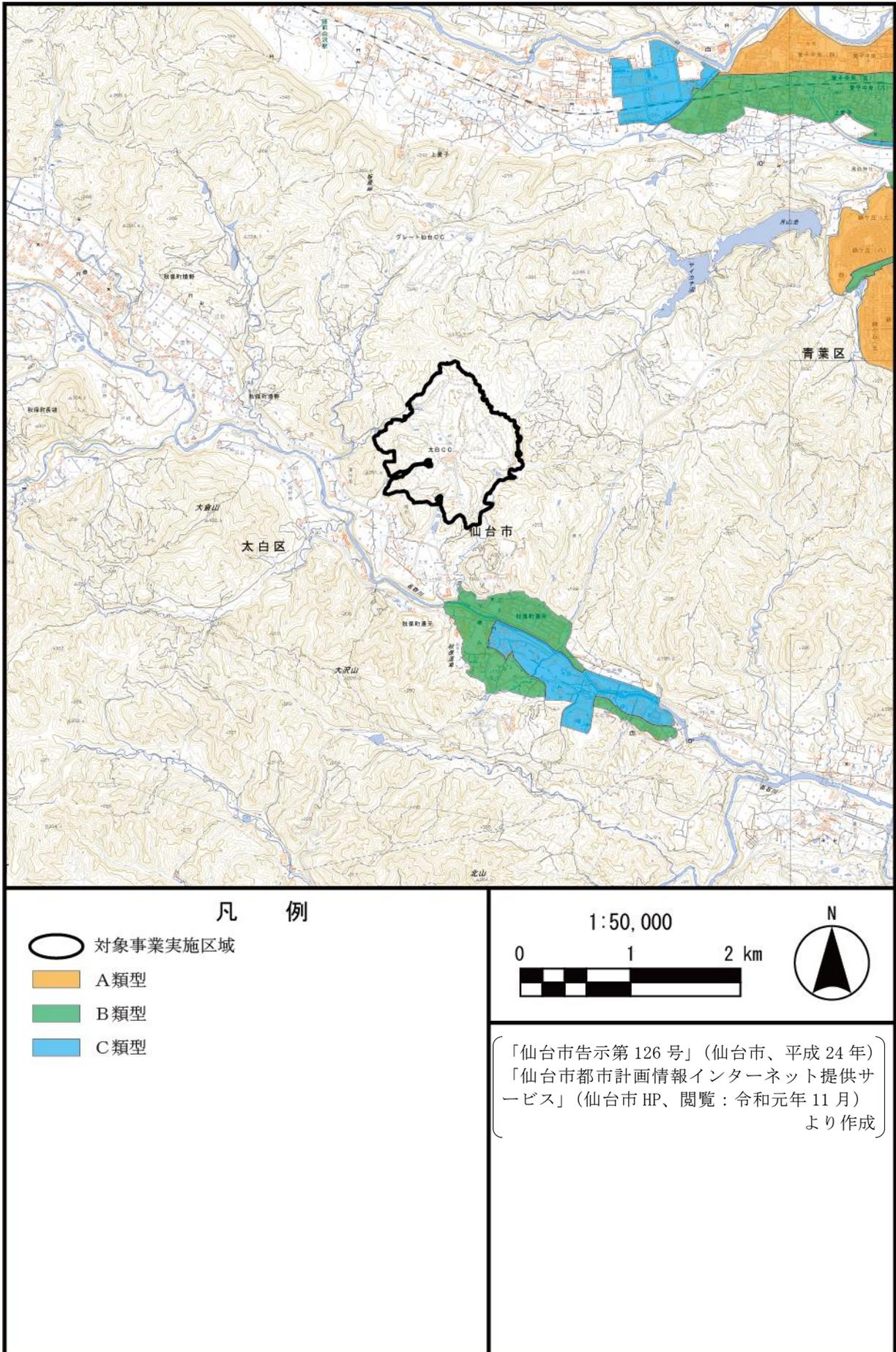


図 3.2-13 騒音に係る環境基準類型指定の状況

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日)に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2-21のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2-22及び表3.2-23のとおりであり、河川、湖沼ごとに、利用目的、水生生物の生息状況及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。事業実施想定区域及びその周囲における類型指定状況は、図3.2-14のとおりであり、名取川上流(本砂金川合流点より上流)がAA類型、名取川中流(本砂金川合流点から笹川合流点まで(流入する支川を含む))及び広瀬川(1)(鳴合橋より上流)がA類型に、広瀬川(2)(鳴合橋から名取川合流点まで)がB類型に指定されている。また、名取川全域(流入する支川を含む)、広瀬川全域が生物Aに指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-24のとおりであり、すべての地下水について定められている。

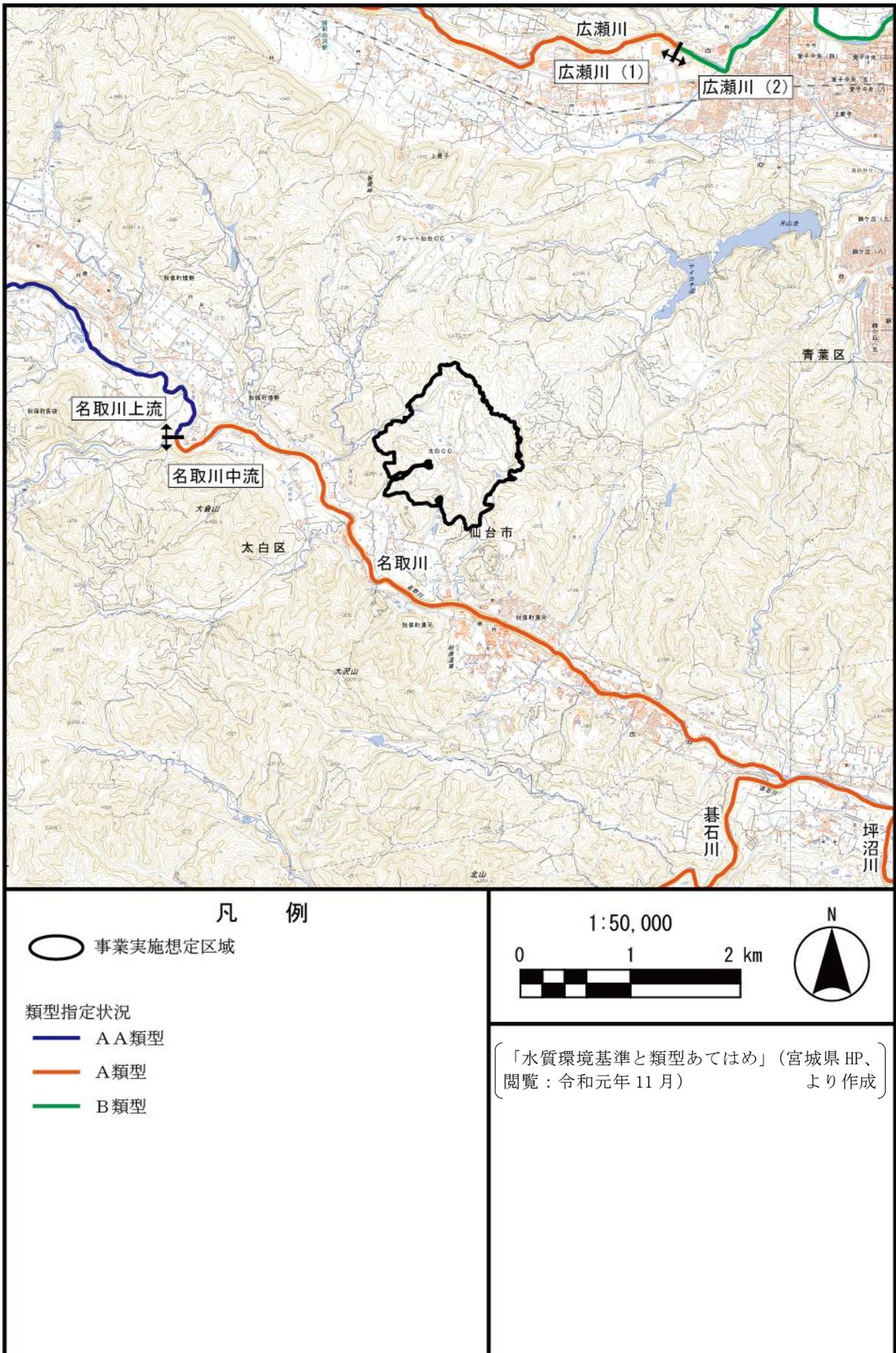


図 3.2-14 水域の環境基準類型指定の状況

表 3.2-21 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 	

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日)より作成

表 3.2-22(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-22(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノ ール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物 の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として 特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲 げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生 育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-23(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
<p>1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。</p> <p>2. 基準値は、日間平均値とする。</p> <p>3. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。</p> <p>4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p>						

注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）
 より作成

表 3.2-23(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、年間平均値とする。 3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 4. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-23(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-23(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）
より作成

表 3.2-24 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。 	

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-25 のとおりである。

表 3.2-25 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p> <p>注：環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。</p>

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、表 3.2-26 のとおり定められている。

表 3.2-26 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日）より作成〕

(2) 規制基準等

① 大気汚染

硫黄酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：平成 29 年 1 月 6 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、仙台市は 7.0（昭和 51 年 9 月 1 日時点での仙台市域）もしくは 17.5（泉区、青葉区の宮城地域、太白区の秋保地域）、川崎町は 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）及び「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年条例第 12 号）に基づき、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められている。

さらに、仙台市では「仙台市公害防止条例」（平成 8 年仙台市条例第 5 号）により、ばい煙等として硫黄酸化物、ばいじん、有害物質及び粉じんについての規制基準が定められている。

なお、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設等は設置しない。

② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表 3.2-27～表 3.2-29 のとおりである。

また、「宮城県公害防止条例」及び「仙台市公害防止条例」による規制が行われている。

なお、事業実施想定区域は市街化調整区域であることから、騒音規制法の第 2 種区域、特定建設作業に伴って発生するの騒音に関する規制基準の 1 号区域及び自動車要請限度の b 区域の適用を受ける。

表 3.2-27 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～21:00)	夜間 (21:00～6:00)
第 1 種区域		45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域		50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域		55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

注：1. 第 1 種区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び文教地区

第 2 種区域；第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域

第 3 種区域；近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 4 種区域；工業地域

2. この基準は、工場等の敷地境界線における値である。

3. 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域に所在する学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲 50m の区域内では、上記基準から 5 デシベルを減じた値とする。

4. 近隣商業地域でその周囲が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域であるものについては、第 2 種区域の基準を適用する。

5. 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、第 2 種区域の基準を適用する。

「騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」（平成 8 年仙台市告示第 185 号）
 「宮城県公害防止条例施行規則」（平成 7 年宮城県規則第 79 号）
 「公害防止条例施行規則」（平成 8 年仙台市規則第 25 号）より作成

表 3.2-28 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

区域の区分	基準値	作業時間	1日当たり連続作業時間	連続作業時間	作業禁止日
1号区域	特定建設作業： 85 デシベル 指定建設作業： 80 デシベル	7:00～19:00	10 時間以内	6 日以内	日曜日 休日
2号区域		特定建設作業： 6:00～22:00 指定建設作業： 6:00～9:00	14 時間以内		

注：1. 1号区域；第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び市街化調整地域

2号区域；工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m 以外の地域

2. 指定建設作業については、学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲 50m の区域内では、上記基準から 5 デシベルを減じた値とする。

〔「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）
「仙台市公害防止条例施行規則」（平成 8 年仙台市規則第 25 号）より作成〕

表 3.2-29 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
		1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル	
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル	
備考：上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。				

注：a 区域；第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の区域並びに特別用途地区のうち文教地区

b 区域；第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域（文教地区を除く。）、市街化調整区域の区域

c 区域；近隣商業地域（b 区域に該当する区域を除く。）、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域

〔「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日）
「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」（平成 12 年仙台市告示第 230 号）より作成〕

③ 振 動

振動の規制については、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は表 3.2-30～表 3.2-32 のとおりである。

事業実施想定区域は市街化調整区域であることから、特定工場において発生する振動の規制基準の第 1 種区域、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準の 1 号区域及び道路交通振動の要請限度の第 1 種区域の適用を受ける。

表 3.2-30 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
第 1 種区域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル

備考：学校、保育所、病院及び有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園並びに介護老人保健施設の敷地の周囲 50m の区域内における騒音の基準は、上表の値から 5 デシベル減じた値とする。

注：1. 第 1 種区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域

第 2 種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

- この基準は、工場等の敷地境界線における値である。
- 学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲 50m の区域内では、上記基準から 5 デシベルを減じた値とする。
- 近隣商業地域でその周囲が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域であるものについては、第 1 種区域の基準を適用する。
- 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、第 1 種区域の基準を適用する。

〔「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日)
 「宮城県公害防止条例施行規則」(平成 7 年宮城県規則第 79 号)
 「公害防止条例施行規則」(平成 8 年仙台市規則第 25 号) より作成〕

表 3.2-31 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

区域の区分	基準値	作業時間	1 日当たり 連続作業時間	連続作業時間	作業禁止日
1 号区域	特定建設作業： 75 デシベル 指定建設作業： 75 デシベル	7:00～19:00	10 時間以内	6 日以内	日曜日 休日
2 号区域		特定建設作業： 6:00～22:00 指定建設作業： 6:00～9:00	14 時間以内		

注：1. 1 号区域；第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び市街化調整地域

2 号区域；工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m 以外の地域

- 指定建設作業については、学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲 50m の区域内では、上記基準から 5 デシベルを減じた値とする。

〔「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日)
 「仙台市公害防止条例施行規則」(平成 8 年仙台市規則第 25 号) より作成〕

表 3.2-32 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注：1. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

2. 第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域であるもの並びに市街化調整区域の区域

第 2 種区域：近隣商業地域（第一種区域に該当する区域を除く。）、商業地域、準工業地域及び工業地域

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）
「振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」（平成 8 年仙台市告示第 188 号）
「振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）別表第 2 備考 1 に規定する区域及び同表備考 2 に規定する時間について」（平成 8 年仙台市告示第 190 号）
より作成

④ 水質汚濁

事業実施想定区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が表 3.2-33 のとおり定められている。また、「水質汚濁防止法」による特定施設となっていない施設で規制が必要である施設については「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年条例第 12 号）に基づき、施設の区域、規模ごとに「水質汚濁防止法」と同様の規制基準が定められている。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-33(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海 域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L 海 域 15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日）より作成〕

表 3.2-33(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項 目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海 域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限り適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限り適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限り適用する。</p>

〔「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日)より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号、最終改正：平成23年12月14日）第3条及び第4条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・ 第1号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・ 第2号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・ 第3号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

仙台市では、「特定悪臭物質の濃度」による規制を採用しており、その規制基準は、表3.2-34のとおりである。事業実施想定区域及びその周囲は悪臭規制地域に指定されているが、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表3.2-34(1) 悪臭に係る規制基準（敷地境界線の地表における許容限度）

（単位：ppm）

特定悪臭物質の種類	濃度（大気における含有率）
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

〔「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準について」（仙台市HP、閲覧：令和元年12月）より作成〕

表 3.2-34(2) 悪臭に係る規制基準（煙突その他の気体排出口における許容限度）

特定悪臭物質（アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンに限る。）の物質ごとに次の式により算出された量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、q、He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

q：流量（単位：Nm³/h）

He：補正された排出口の高さ（単位：m）

Cm：事業場の敷地の境界線での地表における規制基準として定められた値（単位：ppm）

備考

1. 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He=H_0+0.65(H_m+H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T-288} \right) + 1$$

これらの式において、He、H₀、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He：補正された排出口の高さ（単位：m）

H₀：排出口の実高さ（単位：m）

Q：温度 15℃における排出ガスの流量（単位：m³/s）

V：排出ガスの排出速度（単位：m/s）

T：排出ガスの温度（単位：K）

2. この式による規制基準は、補正された排出口の高さが 5m 未満の事業場については適用しない。

〔「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日）
「環境白書 令和元年版」（宮城県、令和元年）より作成〕

表 3.2-34(3) 悪臭に係る規制基準（排水・敷地外における許容限度）

（単位：mg/L）

特定悪臭物質の種類	排出水量	濃度
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.007
	0.1m ³ /s を超える場合	0.002
硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.02
	0.1m ³ /s を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.07
	0.1m ³ /s を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.1
	0.1m ³ /s を超える場合	0.03

〔「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準について」（仙台市 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく土壌汚染状況調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染状態が指定基準に適合しないことが確認された場合は、都道府県知事により要措置区域又は形質変更時要届出区域が指定されるが、その基準は表 3.2-35 のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（環境省 HP、閲覧：令和元年 11 月）によると、令和元年 10 月 31 日現在、事業実施想定区域及びその周囲が位置する仙台市太白区において、「土壌汚染対策法」に基づく「形質変更時要届出区域」があり、仙台市太白区秋保町湯元の一部が平成 30 年に指定されている。

また、「平成 29 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（環境省、平成 30 年）によると、平成 29 年度末現在、宮城県内には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-35(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔土壌汚染対策法施行規則〕（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 31 年 1 月 28 日）より作成〕

表 3.2-35(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 31 年 1 月 28 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

宮城県においては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）及び「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）により、規制地域を指定して地下水の揚水の規制等が定められている。事業実施想定区域及びその周囲においては、規制地域の指定はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）により、事業活動等に伴って相当程度多く温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

(3) その他の環境保全計画等

① 宮城県環境基本計画

「宮城県環境基本計画」は、「環境基本条例」第9条に規定する良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、平成28年3月に策定された。計画の期間は、「宮城県震災復興計画」の終期と合わせ、平成28年度から平成32年度までの5年間としている。

同計画では、計画の遂行により目指す将来像を「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」、「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」と設定している。計画の体系は表3.2-36のとおりである

表 3.2-36 宮城県環境基本計画の計画体系

計画体系	
復興のための重点的な取り組み	①復興を契機とした先進的な地域づくりの推進
	②防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進
	③放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進
将来像を実現するための政策	政策1 低炭素社会の形成
	政策2 循環型社会の形成
	政策3 自然共生社会の形成
	政策4 安全で良好な生活環境の確保

〔「宮城県環境基本計画」(宮城県、平成28年)より作成〕

② 杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)

杜の都環境プランは、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めるものであり、仙台市の計画の体系の中では、仙台市総合計画で掲げる都市像の実現を図るための環境面の部門別計画と位置づけられる。なお、本プランは平成23年度～平成32年度までの10年間を計画期間として策定されたのち、平成27年度中に中間評価を実施し、平成28年3月に計画の一部が改定されている。

本プランで掲げる「目指す環境都市像」と4つの「分野別の環境都市像」を表3.2-37に示す。環境都市像を実現するため、本プランでは、表3.2-38に示すように、「低炭素都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「快適環境都市づくり」の分野別に対応する施策が設定されており、これらの分野に共通する仕組みづくり、人づくり等について、「良好な環境づくりを支える仕組みづくり・人づくり」として施策体系に加えている。

また、本プランでは、地形や自然特性、土地利用の状況等を踏まえ「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の5つの地域ごとに土地利用の基本的な考え方や環境配慮の指針が示されており、計画地が位置する西部丘陵地・田園地域の指針は、表3.2-39に示すとおりである。

また、表3.2-40に示すとおり、開発事業等を実施する際の環境負荷低減のため、事業者に対して「開発事業等における段階別の環境配慮の指針」が示されている。

表 3.2-37 「杜の都環境プラン」により目指す環境都市像

環境都市像	「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台	
分野別の 環境都市像	「低炭素都市」仙台	まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
	「資源循環都市」仙台	資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市
	「自然共生都市」仙台	自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市
	「快適環境都市」仙台	市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市

〔「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）2011-2020〔改定版〕（仙台市、平成 28 年 3 月）より作成〕

表 3.2-38 「杜の都環境プラン」における環境施策の展開の方向

低炭素都市 づくり	目標	■平成 32 年度（2020 年度）における温室効果ガス排出量を平成 22 年度（2010 年度）比で 0.8%以上削減します。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ・環境負荷の小さい交通手段への転換を進める ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・気候変動によるリスクに備える ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
資源循環都市 づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度（2020 年度）におけるごみの総量を 360,000t 以下とします。 ■平成 32 年度（2020 年度）におけるリサイクル率を 35%以上とします。 ■平成 32 年度（2020 年度）における燃やすごみの量を 305,000t 以下とします。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大事に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
自然共生都市 づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度（2020 年度）におけるみどりの総量（指標：緑被率）について、現在の水準を維持・向上させます。 ■生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。 ■身近な生きものの市民の認識度を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
快適環境都市 づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■大気や水、土壌などに関する環境基準（二酸化窒素についてはゾーン下限値）について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態を維持します。 ■平成 32 年度（2020 年度）における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた地域づくりを進める
良好な環境を 支える仕組み づくり	目標	■平成 32 年度（2020 年度）における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

〔「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）2011-2020〔改定版〕（仙台市、平成 28 年 3 月）より作成〕

表 3.2-39 「杜の都環境プラン」に掲げる土地利用における環境配慮の指針

西部丘陵地・田園地域	基本的な考え方	<p>本地域は、山地地域と市街地地域の間位置し、集落とそれを取り巻く二次林やそれらと混在する農地などからなる、里地里山と呼ばれる地域であり、人が自然との関わりを持つことで自然環境が保全・維持されてきました。丘陵地は、生態系の多様さや二酸化炭素の吸収・固定機能、持続的な資源・エネルギーの供給などのさまざまな機能を有する地域であり、開発事業等はできるだけ回避されることが望まれます。また、森林等の資源の持続的な利用によって、この地域の持つ機能を維持・向上できるようにしていくことが重要です。</p>
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 森林の二酸化炭素の吸収・固定機能をはじめ、非常に優れた環境保全機能を有することから、保全に努める。 (2) 森林等の資源の持続的な利用や環境と調和した農林業の振興など、適切な維持管理と適度な資源の活用を推進する。 (3) 山地地域と市街地地域のバッファゾーン（緩衝帯）として、本市の生物多様性の連続性を支える重要地域であることから、その保全に努め、開発事業等を行う場合でも改変面積を最小化するとともに、損なわれた環境については代償措置を実施する。 (4) 希少な生物の生息・生育地や、特に市民に親しまれている植物群生地などについては、原則として保全を図る。 (5) 生態系の連続性を分断しないよう、野生生物の移動空間（緑の回廊）の確保や、人または自動車との交錯を回避するための移動経路の確保などに努める。 (6) 食料供給源となる広葉樹の植樹や、多様な生物が生息・生育できる空間の創造、適正に管理された里地里山で見られる植物の保全などに努める。 (7) 水田は気候の緩和機能や保水機能などを有するほか、身近な生物の生息環境の確保に貢献していることから、その保全に努め、市街地の拡大を抑制する。 (8) 未利用の有機性資源の堆肥化を進め、地域内での循環に努める。 (9) 環境にやさしい農業（土づくりと化学肥料・化学農薬の低減）等により、水田等の特徴的な生態系の維持に努める。 (10) 食料生産基地としての機能の向上を図るとともに、市民農園などを人と自然との交流の場として活用する。 (11) 澄んだ空気、清らかな水、静穏な音環境などの自然本来の環境を保ち、里地里山に代表されるような、地域に根ざした原風景の保全に努める。 (12) 市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。 (13) 生態系を保全する活動の担い手としての市民やNPO等の積極的な参加、自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。

〔「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）2011-2020〔改定版〕（仙台市、平成28年3月）より作成〕

表 3.2-40 「社の都環境プラン」に掲げる開発事業等における段階別の環境配慮の指針

(1) 企画 段階	基本的な 考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮 の指針	<p>○植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。</p> <p>○市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。</p> <p>○環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。</p> <p>○道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。</p> <p>○コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。</p> <p>○地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。</p> <p>○早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</p>
(2) 計画 段階	基本的な 考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮 の指針	<p>○建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。</p> <p>○太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。</p> <p>○廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。</p> <p>○地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。</p> <p>○周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、動物の移動経路の確保を検討するとともに、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。</p> <p>○事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。</p> <p>○発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。</p> <p>○歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。</p> <p>○地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。</p> <p>○適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。</p> <p>○住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。</p> <p>○開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</p>
(3) 実 施 段 階 以 降	基本的な 考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮 の指針	<p>○工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生防止に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。</p> <p>○既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。</p> <p>○環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。</p> <p>○緑地等の適切な維持管理を行う。</p> <p>○事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。</p>

〔「社の都環境プラン（仙台市環境基本計画）2011-2020〔改定版〕（仙台市、平成28年3月）より作成〕

③ 仙台市みどりの基本計画

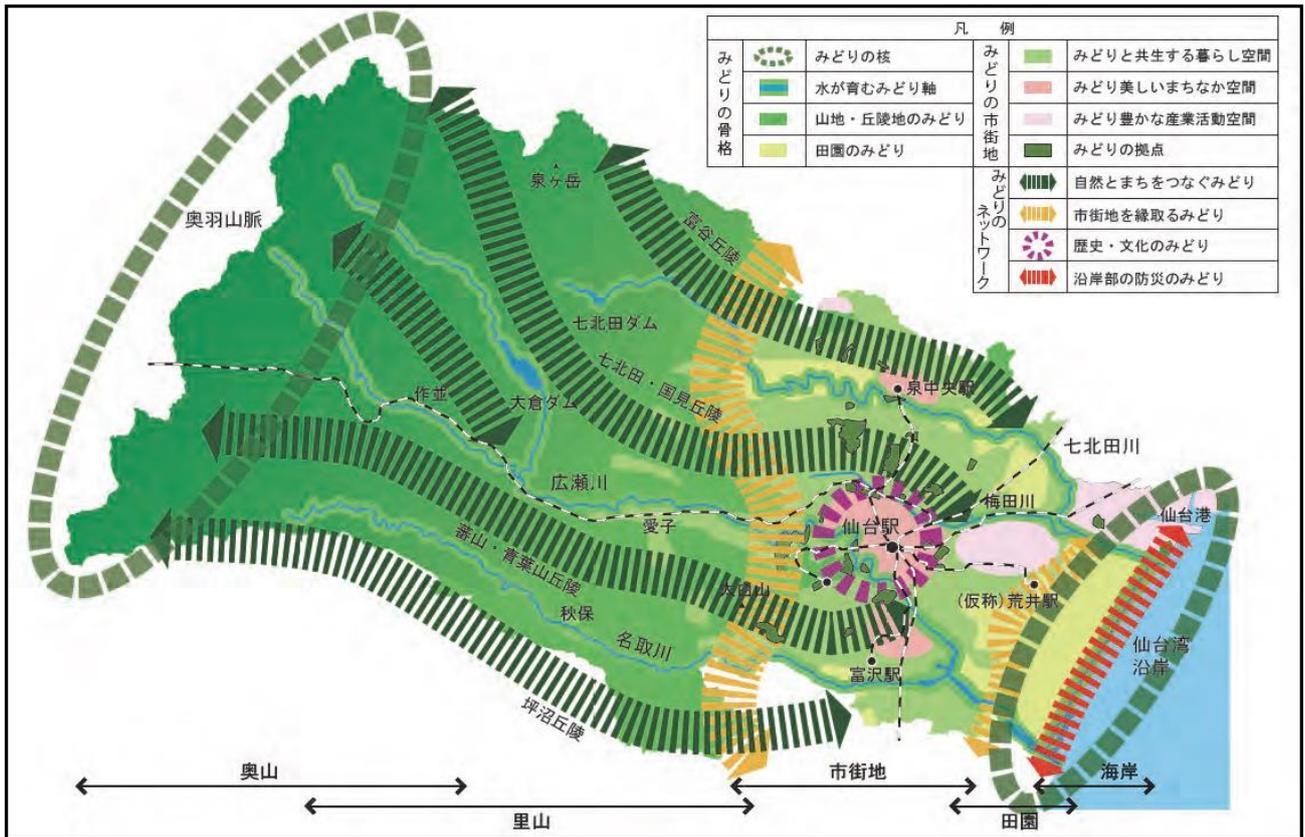
仙台市みどりの基本計画は、環境問題の深刻化や都市構造の変化、市民ニーズの多様化、東日本大震災による、みどりを取り巻く状況の変化を踏まえ、平成 24 年度から平成 32 年度までを計画期間として策定されたものである。

仙台市みどりの基本計画では、「みどり」の種類は「樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花」とされており、『みんなで育む「百年の杜」』を基本理念として、表 3.2-41 に示す 5 つの基本方針とそれらに対応する 7 つの重点プロジェクトを設定している。基本理念に示す「百年の杜」の将来像は図 3.2-15 に示すとおりである。

表 3.2-41 「仙台市みどりの基本計画」における基本方針と重点プロジェクト

基本方針	百年の杜づくりプロジェクト
1 安全・安心のまちづくり 地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します	1 みどりによる津波防災プロジェクト
2 自然環境の保全・再生 奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます	2 みどりの骨格充実プロジェクト
3 生活環境の向上 より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます	3 街のみどり充実プロジェクト
	4 魅力ある公園づくりプロジェクト
4 仙台らしさを育む 杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくります	5 みどりの地域資源活用プロジェクト
	6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト
5 市民協働の推進 市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します	7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

〔「仙台市みどりの基本計画 2012-2020」(仙台市、平成 24 年)より作成〕



〔「仙台市みどりの基本計画 2012-2020」(仙台市、平成 24 年)より作成〕

図 3.2-15 「百年の杜」将来像

④ 仙台市地球温暖化対策推進計画

仙台市地球温暖化対策推進計画は、「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」における低炭素都市づくりに関する部門別計画と位置づけられている。東日本大震災の影響による計画の前提となる状況の変化を踏まえ、温室効果ガス排出抑制等に関し達成すべき目標や、そこに至るために必要な具体的な施策等が取りまとめられている。

本計画では、温室効果ガス排出抑制等に関し、国の目標を上回る削減を目指して、平成 32 年度における温室効果ガス排出量を平成 22 年度比で 0.8%以上削減することを目標として設定している。実施施策（施策体系）は、杜の都環境プランの分野別都市像である「低炭素都市」を目指すため、「まちの構造・配置の最適化」等緩和策を中心にした 5 つの体系に加え、自然や人間社会のあり方を調整する「適応」に係る施策の柱を設けている。

仙台市地球温暖化対策推進計画の概要は表 3.2-42 に示すとおりである。

表 3.2-42 仙台市地球温暖化対策推進計画の概要

温室効果ガスの削減目標	2020（平成 32）年度における市域の温室効果ガス排出量を 2010（平成 22）年度比で 0.8%以上削減
実施施策（施策体系）	1 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する (1) 都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 (2) 分散型や面的なエネルギー利用の推進 (3) 自然環境の保全と継承
	2 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する (1) 鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 (2) 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する
	3 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る (1) 省エネルギー設備・建築物の普及促進 (2) 創エネルギー（再生可能エネルギー等）の利用拡大 (3) 蓄エネルギーの普及拡大 (4) フロン類等の排出削減の徹底
	4 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める (1) 市民・事業者・市の連携による 3 R 推進 (2) 廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用
	5 気候変動による影響を知り、リスクに備える (1) 気候変動による影響の把握と啓発 (2) 気候変動影響リスクの低減
	6 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる (1) 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり (2) 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 (3) 低炭素技術・産業の育成支援
重点プロジェクト	重点 1 エネルギー自律型のまちづくり 重点 2 低炭素な交通利用へのシフト 重点 3 快適なくらしや地域経済を支える省エネ促進 重点 4 3 R × E で低炭素 重点 5 杜を守り、杜に護られる仙台 重点 6 せんだい E - A c t i o n

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」（仙台市、平成 28 年）

⑤ 仙台市「杜の都」景観計画

景観に関する総合的な法律として平成 16 年に制定された「景観法」に基づき、それまでの仙台市における景観施策をさらに充実させ、良好な景観形成を図るため、平成 21 年 3 月に仙台市「杜の都」景観計画が策定されている。

景観計画では、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。表 3.2-43 及び図 3.2-16 に示すとおり市全域（景観計画区域）を 8 つのゾーンに分け、ゾーンごとに特性に応じて、建築物等に対する「景観形成の方針」に基づく取り組みを進めていくこととしている。計画地は、「山並み緑地ゾーン」に位置付けられている。

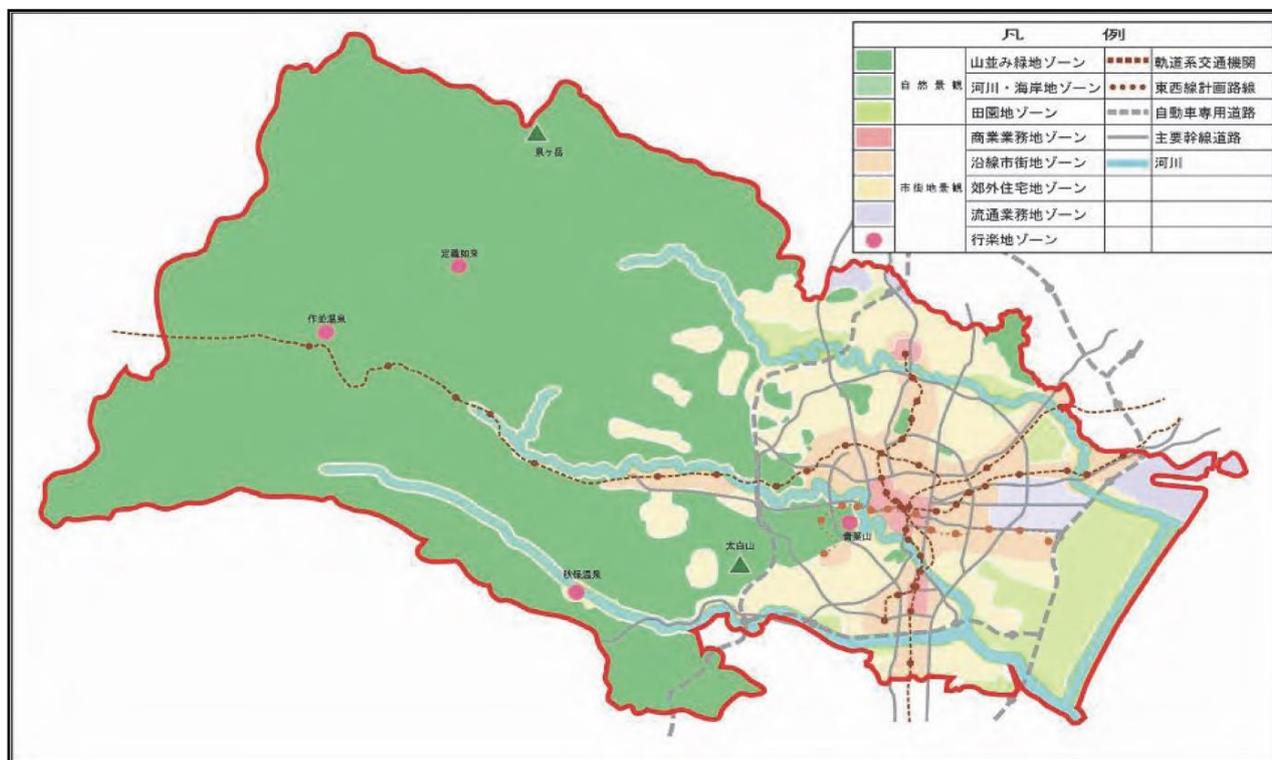
また、景観重点区域及び地域の魅力的な景観形成のきめ細やかな一層の推進をはかるため、「杜の都の風土を育む景観条例」により、景観重要建造物、景観重要樹木を指定するが、調査範囲内での指定はない。

屋外広告物に関する行為については、「仙台市屋外広告物条例」に基づき、禁止地域、許可地域を定めている。また、景観重点区域を広告物景観地域に、広告物等に関する優れた景観を形成する広告物モデル地区を定めている。指定地区として、青葉通、定禅寺通及び宮城野通が景観地区及び広告物モデル地区に指定されており、調査範囲内での指定はない。

表 3.2-43 景観計画区域別の景観形成の方針

分類	ゾーン名称	景観形成の方針
自然 景観	山並み緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドマークとなる近郊の山並みや奥山の景観の保全を図る ・山や丘陵等の地形を活かし、地域の原風景に調和した景観の形成を図る ・里山における景観の保全や中山間地域における安らぎ感ある良好な景観の形成を図る
	河川・海岸地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と風の道等の環境効果により、都市を潤す水辺景観の保全を図る ・広瀬川沿い等水辺空間と街並みが調和し、親水性に配慮した景観の形成を図る ・太平洋岸の海岸線や貞山運河沿いの松林等の自然や歴史景観を活かした景観形成を図る
	田園地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る ・田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る ・遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る
市街地 景観	商業業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点性を高め、立体的まとまり感のある景観形成を図る ・気品ある賑わいと活気、歩いて楽しい街並み景観の形成を図る ・緑やオープンスペースをもつ、ゆとりと潤いのある景観の形成を図る
	沿線市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線の街並みの連続性と賑わいに配慮した景観形成を図る ・中高層住宅として集約的まとまり感のある景観形成を図る ・社寺や旧街道筋など歴史的な資源に配慮した景観形成を図る
	郊外住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る ・くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る ・地区特性を活かした美しい景観形成を図る
	流通業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る ・ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成を図る ・仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてにぎわい・交流機能を活かした景観形成を図る
	行楽地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・観光レジャーの楽しさが感じられる景観形成を図る ・四季折々の自然の豊かな風景を楽しめる景観形成を図る ・落ち着きと風情のある観光地として、山里を彩る景観形成を図る

〔「仙台市「杜の都」景観計画」(仙台市、平成21年)より作成〕



〔「仙台市「杜の都」景観計画」(仙台市、平成21年)より作成〕

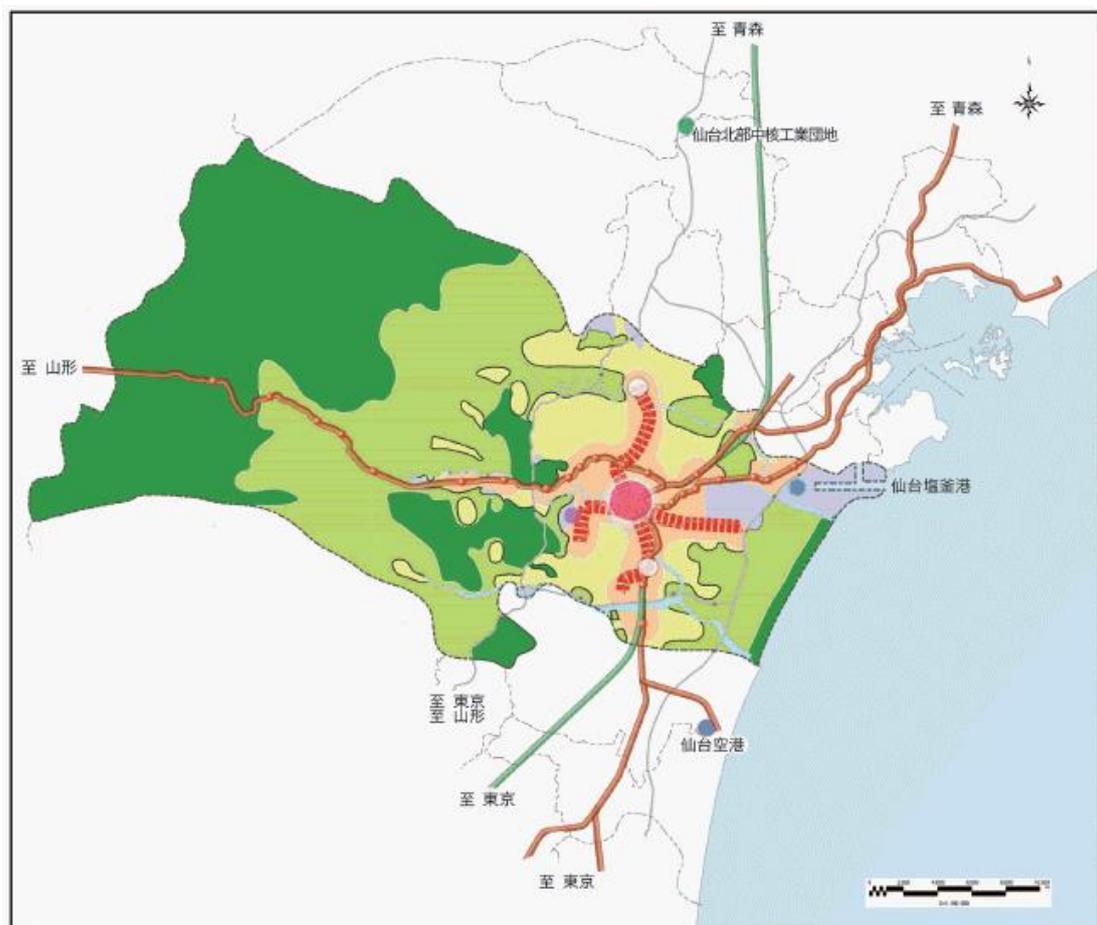
図 3.2-16 景観計画区域の8つのゾーン区分

⑥ その他（仙台市基本計画）

仙台市基本計画は、基本構想に定める都市像の実現をめざした重点的な取り組みをはじめ、市政全般にわたる施策を体系的に定め、計画的に推進していくことを目的とし、平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間を計画期間としている。

基本計画では、図 3.2-17 のとおり、杜の都・仙台の地勢を生かした土地利用区分のもとに、自然環境と都市機能が調和した土地利用の推進を図るとしている。事業実施想定区域は「集落・里山・田園ゾーン」に区分されている。

また、行政と市民が将来ビジョンを共有し、協働しながら、安心・快適で活力のある地域社会づくりを進めるため区別計画を策定している。事業実施想定区域は秋保地域に位置しており、秋保地区の主な施策の方向性は表 3.2-44 のとおりである。



	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線						
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点（泉中央地区・長町地区）		鉄道在来線						
	市街地ゾーン		都市軸 （地下鉄南北線沿線・東西線沿線）		地下鉄（南北・東西線）						
							郊外区域		機能拠点 国際経済流通拠点 （仙台塩釜港周辺地区）		自動車専用道路
							工業・流通・研究区域		国際学術文化交流拠点 （青葉山周辺地区）		行政界（市域界）

〔「仙台市基本計画」（仙台市 HP、閲覧：令和 2 年 1 月）より作成〕

図 3.2-17 「仙台市基本計画」における土地利用区分

表 3.2-44 「仙台市基本計画」における施策の基本方向（秋保地区）

- ・ 高齢者が住み慣れた地域の中で安心していきいきと暮らせる支援体制づくりを進めます。
- ・ 秋保の田植踊などの民俗文化が継承されるよう、地域に育まれてきた民俗芸能の形や、その継承団体の活動状況などに応じた支援を地域と一体となって進めます。
- ・ 地域の地形、気候条件に合わせた道路、防災、交通などの生活環境の整備を行います。
- ・ ボランティア道路除草活動など、地域に根ざした市民協働による取り組みを進めます。
- ・ 路線バスの維持など、生活交通の確保に向け、市民協働による取り組みを進めます。
- ・ 既存観光資源の保全と活用を図るとともに、農商工連携や地域の自然環境を生かした健康づくりイベントの開催など、新たな視点での誘客対策を支援します。
- ・ 新鮮で安全な農産物の特産品化や地場流通の拡大などにより、生産販売体制の強化を図れるよう支援します。
- ・ 防護柵の設置や猟友会の活動支援など、有害鳥獣対策の強化を図ります。

〔「仙台市基本計画」（仙台市 HP、閲覧：令和 2 年 1 月）より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周囲における、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日) 及び「宮城県立自然公園条例」(昭和 34 年宮城県条例第 20 号) に基づく自然公園(国立公園、国定公園及び県立自然公園)は表 3.2-45 及び図 3.2-18 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に県立自然公園二口峡谷の指定地域がある。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域

第 2 種特別地域：第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域

第 3 種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域
特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域(バッファゾーン)

表 3.2-45 自然公園の概要

名称 (指定年月日)	地種区分別面積 (ha)						関係市町
	総面積	特別地域				普通地域	
		特別保護地区	第 1 種特別地域	第 2 種特別地域	第 3 種特別地域		
県立自然公園二口峡谷 (昭和 22 年 8 月 1 日)	9,230	—	636	1,959	5,600	1,035	仙台市

〔「自然公園等区域閲覧サービス」(宮城県 HP、閲覧：令和元年 11 月)より作成〕

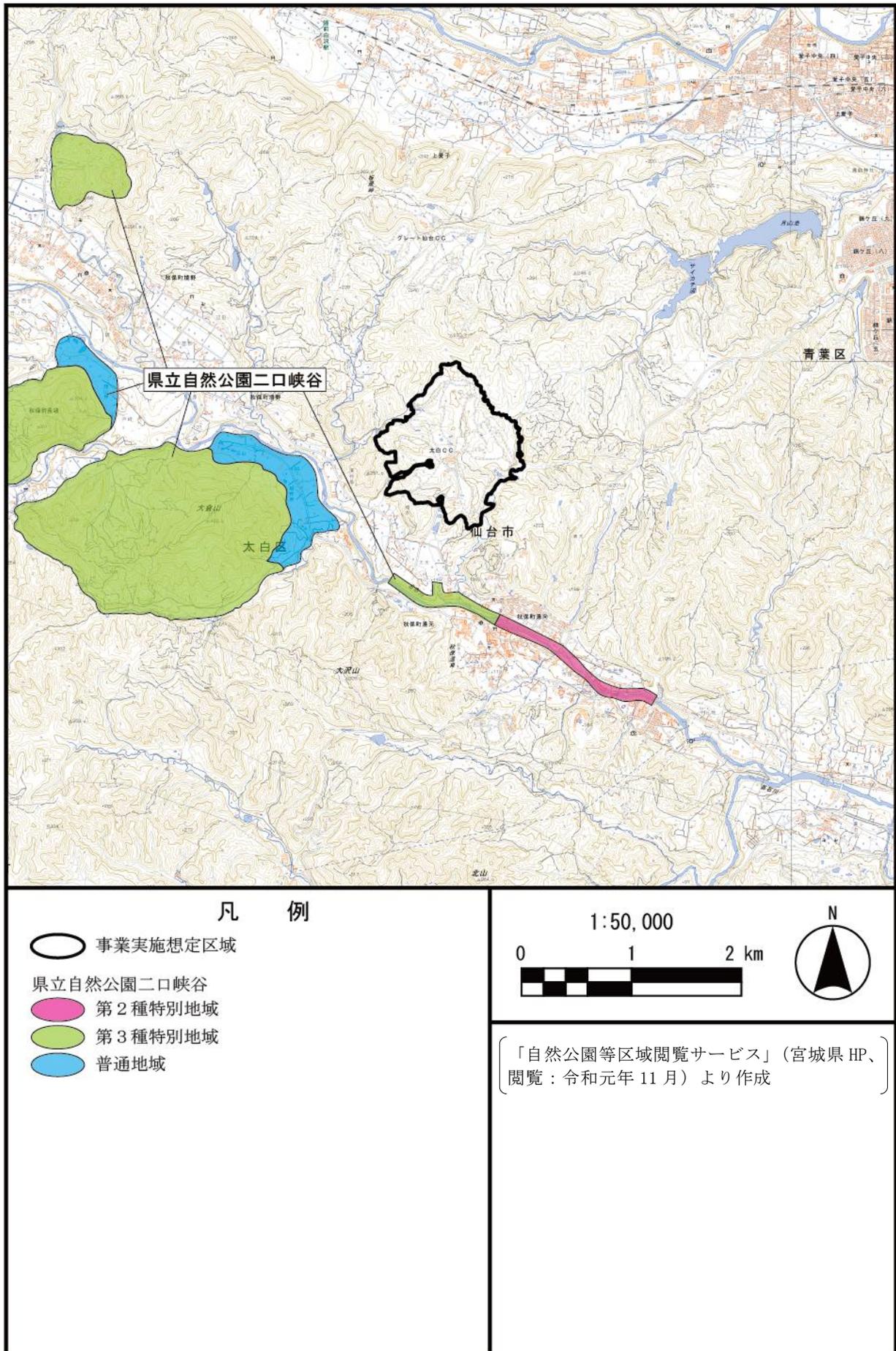


図 3.2-18 自然公園の状況

② 自然環境保全法に基づく環境保全地域

事業実施想定区域及びその周囲における、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日）の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域はない。また、「宮城県自然環境保全条例」（昭和 47 年宮城県条例第 25 号）は表 3.2-46 及び図 3.2-19 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に釜房湖県自然環境保全地域及び蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域がある。

表 3.2-46 環境保全地域の指定状況

区分	名称	位置	指定年月日	総面積 (ha)	保全対象
自然環境保全地域	釜房湖	川崎町	昭和 48 年 8 月 17 日	1,676	クリ・コナラ林、アカマツ林等の植物群落と水面が織りなす自然景観
緑地環境保全地域	蕃山・斎勝沼	仙台市	昭和 51 年 8 月 3 日	1,942	

〔「県自然環境保全地域・緑地環境保全地域の指定状況」（宮城県 HP、閲覧：令和元年 11 月）より作成〕

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：平成 30 年 6 月 27 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

事業実施想定区域及びその周囲における、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づく鳥獣保護区等は表 3.2-47 及び図 3.2-20 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に釜房鳥獣保護区等がある。

表 3.2-47 鳥獣保護区等の指定状況

区分	名称	存続期限	面積
鳥獣保護区	釜房	令和 9 年 10 月 31 日	2,485 ha
特定猟具使用禁止区域（銃）	仙台西	令和 10 年 10 月 31 日	4,219 ha
指定猟法禁止区域（鉛製散弾）	名取川		816 ha
	碁石川		20 ha
	広瀬川		441 ha

〔「令和元年度 宮城県鳥獣保護区等位置図」（宮城県、令和元年）より作成〕

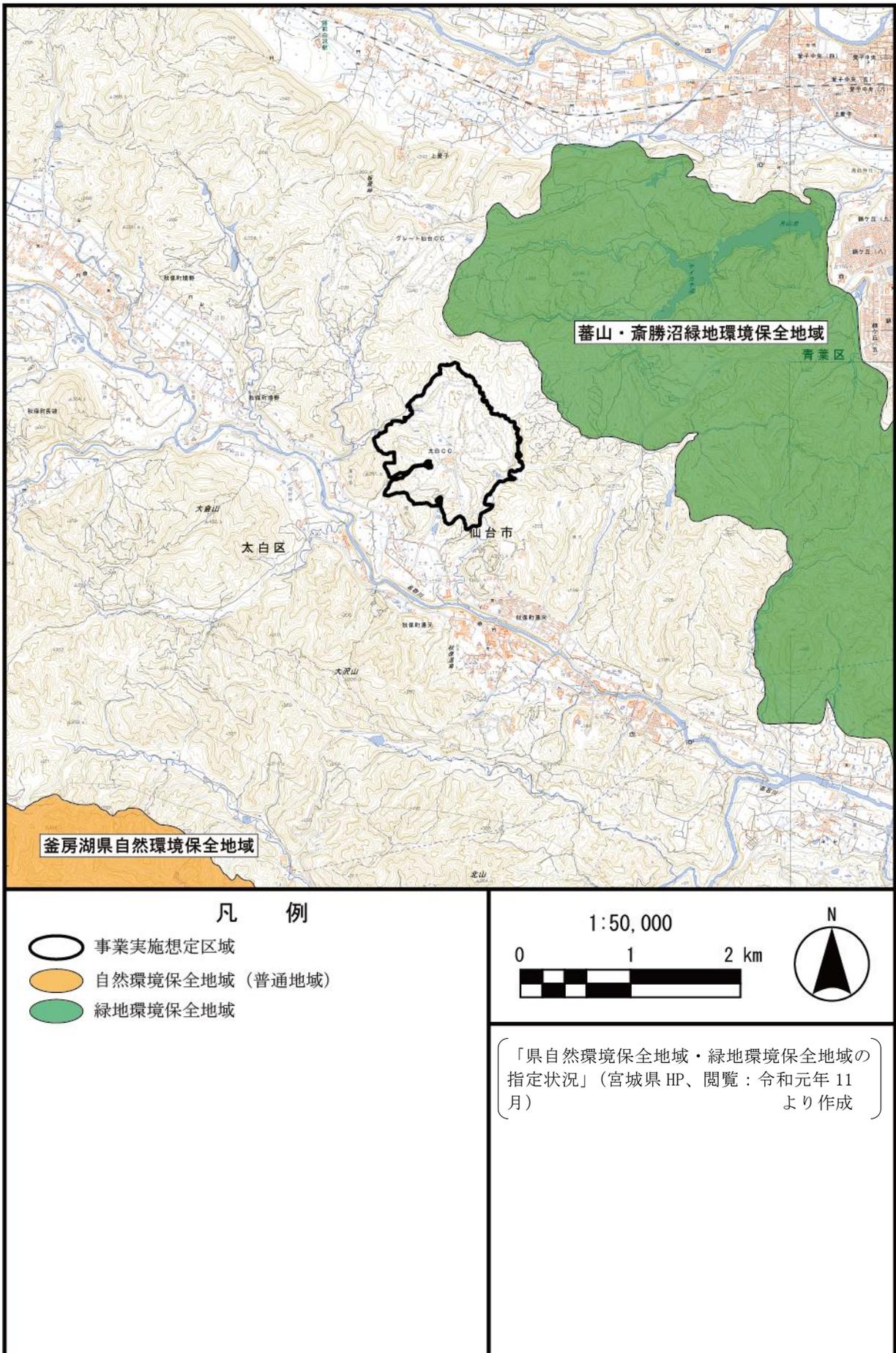


図 3.2-19 環境保全地域の指定状況

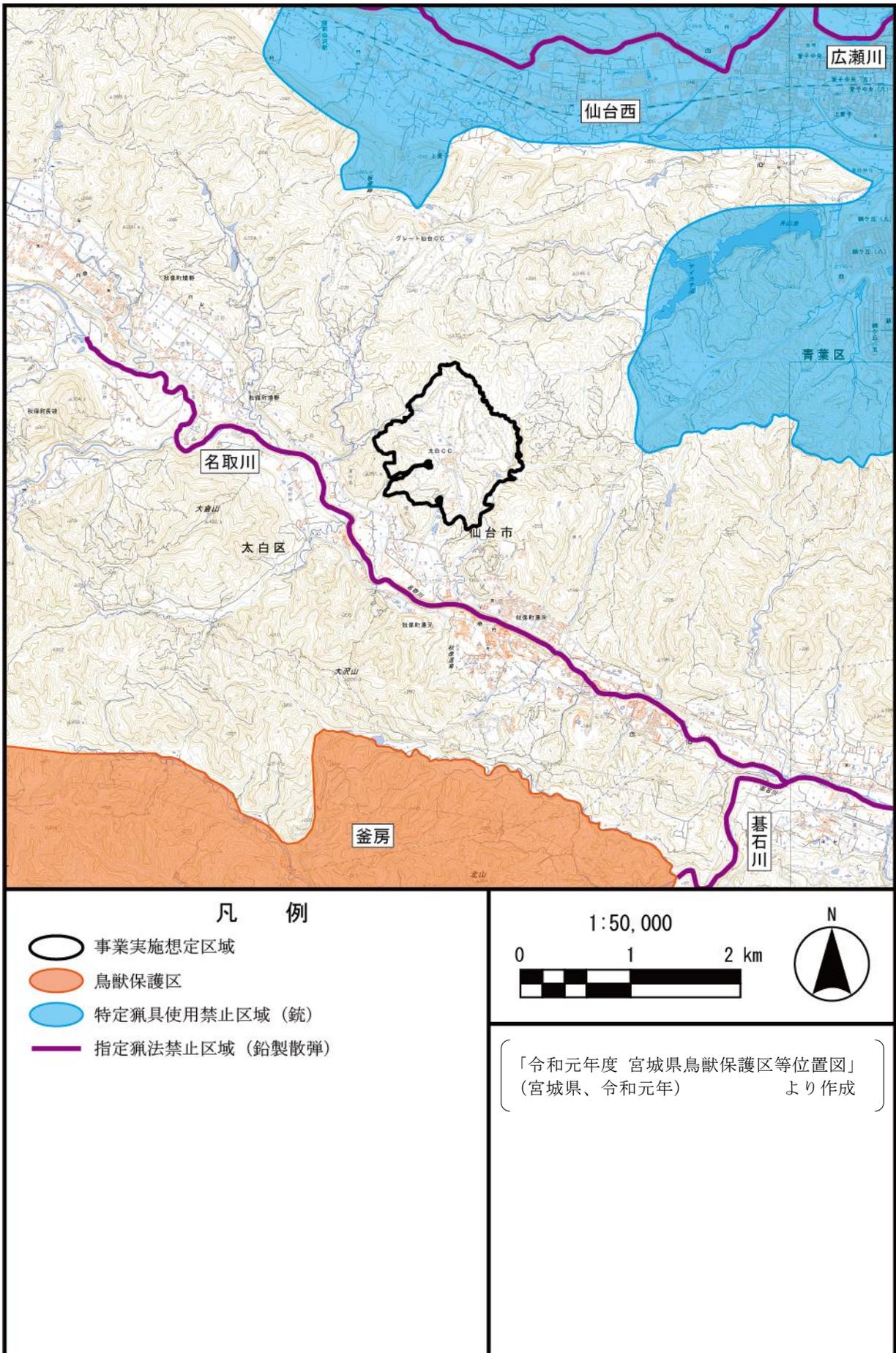


図 3.2-20 鳥獣保護区等の指定状況

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

事業実施想定区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号、最終改正：令和元年6月14日）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年条約第28号、最終改正：平成6年4月29日）に基づくラムサール条約湿地はない。

(2)文化財

① 指定文化財

事業実施想定区域及びその周囲における、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日）等に基づく指定文化財の状況は、表 3.2-48 及び図 3.2-21 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に諏訪神社本殿（附、棟札 12 枚）等がある。

表 3.2-48 指定文化財

種 別	指定者	名 称	所在地	指定年月日
特別天然記念物	国	カモシカ	宮城県下一円 (地域を定めず指定したもの)	昭和 30 年 2 月 15 日
建造物	宮城県	諏訪神社本殿（附、 棟札 12 枚）	仙台市青葉区愛子字宮下 40	昭和 38 年 7 月 2 日

〔「仙台市の文化財」（仙台市 HP、閲覧：令和元年 11 月）より作成〕

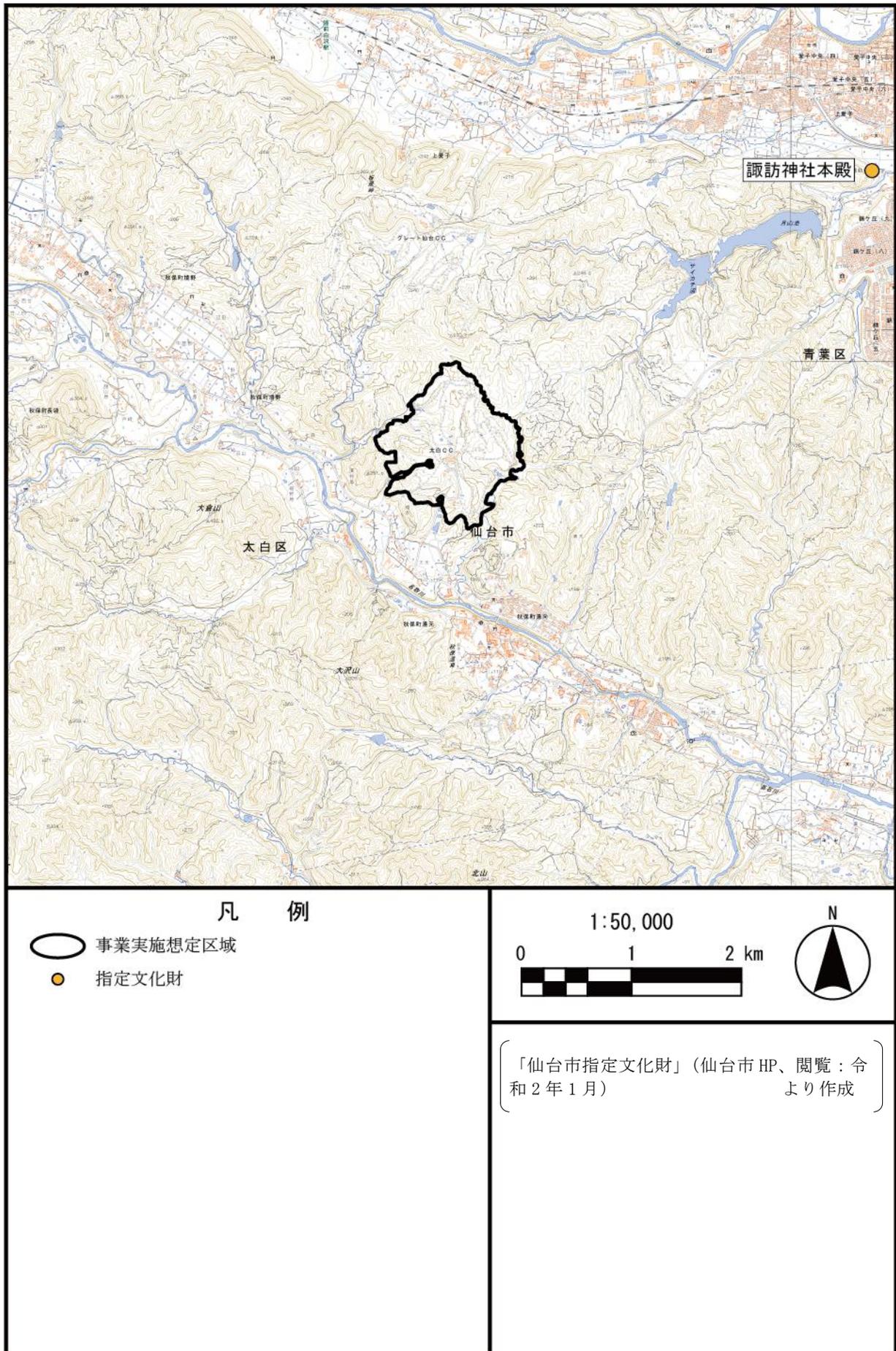


図 3.2-21 指定文化財

② 周知の埋蔵文化財包蔵地

事業実施想定区域及びその周囲における、文化財保護法（昭和25年法律第214号、最終改正：平成30年6月8日）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表3.2-49及び図3.2-22のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に存在が確認されている。

表3.2-49(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
1	捨遺跡	仙台市青葉区上愛子字上志田	散布地	縄文
2	大道B遺跡	仙台市青葉区上愛子字大道	散布地	奈良・平安
3	田中遺跡	仙台市青葉区上愛子字田中	散布地	奈良・平安
4	上十三枚田A遺跡	仙台市青葉区上愛子字上十三枚田	散布地	奈良・平安
5	上十三枚田B遺跡	仙台市青葉区上愛子字上十三枚田	散布地	奈良・平安
6	下大柵遺跡	仙台市青葉区上愛子字下十三枚田	散布地	奈良・平安
7	端応寺跡	仙台市青葉区上愛子字倉内	寺院	近世
8	上北遺跡	仙台市青葉区上愛子字下十三枚田	散布地	奈良・平安
9	大清水遺跡	仙台市青葉区上愛子字下沢口・大清水	散布地	奈良・平安
10	中遠野原遺跡	仙台市青葉区上愛子字上北	散布地	奈良・平安
11	柿崎遺跡	仙台市青葉区芋沢字柿崎下	散布地	縄文
12	柿崎橋遺跡	仙台市青葉区芋沢字上遠野原	散布地	縄文
13	松原A遺跡	仙台市青葉区上愛子字上遠野原	散布地	縄文
14	下遠野原遺跡	仙台市青葉区上愛子字下遠野原	散布地	奈良・平安
15	松原遺跡	仙台市青葉区上愛子字松原	散布地	縄文
16	下野遺跡	仙台市青葉区芋沢字下野	散布地	縄文晩
17	北原街道B遺跡	仙台市青葉区上愛子字北原道上	散布地	縄文前・中
18	北原街道遺跡	仙台市青葉区上愛子字街道	散布地	縄文前
19	車A遺跡	仙台市青葉区上愛子字車	散布地	奈良・平安
20	車B遺跡	仙台市青葉区上愛子字橋本	散布地	縄文・奈良・平安
21	平治遺跡	仙台市青葉区上愛子字平治	集落・散布地	縄文・奈良・平安
22	二つ岩遺跡	仙台市青葉区上愛子字二岩	散布地	縄文晩
23	雷神A遺跡	仙台市青葉区上愛子字雷神	散布地	奈良・平安
24	雷神B遺跡	仙台市青葉区上愛子字雷神	散布地	奈良・平安
25	堰内遺跡	仙台市青葉区上愛子字北内	散布地	縄文・古代
26	樋田B遺跡	仙台市青葉区上愛子字蛇台原	散布地	縄文・古代
27	蛇台原B遺跡	仙台市青葉区上愛子字蛇台原	散布地	縄文・奈良・平安
28	蛇台原A遺跡	仙台市青葉区上愛子字蛇台原	散布地	奈良・平安
29	蛇台原C遺跡	仙台市青葉区上愛子字蛇台原	散布地	縄文
30	榎遺跡	仙台市青葉区上愛子字蛇台原	散布地	奈良・平安
31	新宮前遺跡	仙台市青葉区上愛子字新宮前	散布地	平安
32	諏訪神社遺跡	仙台市青葉区上愛子字宮下	散布地	近世
33	御殿館跡	仙台市青葉区上愛子字宮	城館	中世
34	境野城跡	仙台市太白区秋保町境野字漆方ほか	城館	中世
35	阿弥陀遺跡	仙台市太白区秋保町長袋字原	散布地	縄文
36	並木遺跡	仙台市太白区秋保町長袋字中原ほか	散布地	縄文後・晩
37	原遺跡	仙台市太白区西多賀三丁目	集落・古墳群	弥生・古墳・平安
38	原遺跡	仙台市太白区秋保町長袋字原	散布地	縄文中～晩
39	原遺跡	仙台市太白区朴沢字原	散布地	縄文
40	大原遺跡	仙台市太白区秋保町長袋字大原	散布地	縄文晩

〔「宮城県遺跡地図情報」（宮城県HP、閲覧：令和元年11月）より作成〕

表 3.2-49(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
41	大原遺跡	仙台市青葉区大倉字大原	散布地	縄文
42	町上原遺跡	仙台市太白区秋保町長袋字町上原	散布地	縄文
43	町南裏遺跡	仙台市太白区秋保町長袋字町南裏	散布地	縄文・奈良・平安
44	長楯城跡	仙台市太白区秋保町長袋字館	城館	中世・近世
45	竹ノ内遺跡	仙台市太白区秋保町長袋字竹ノ内	散布地	縄文・奈良・平安
46	竹ノ内東遺跡	仙台市太白区秋保町長袋字竹ノ内東	散布地	縄文
47	楯山城跡	仙台市太白区秋保町長袋字館山	城館	中世
48	国久五輪原宝篋印塔	仙台市太白区秋保町長袋字国久	宝篋印塔	中世
49	中原遺跡	仙台市太白区秋保町境野字中原	散布地	縄文前・中・古代
50	中原遺跡	仙台市青葉区芋沢字花坂	散布地	縄文
51	野尻遺跡	仙台市太白区秋保町境野字野尻	散布地	縄文後・奈良・平安
52	山田遺跡	仙台市太白区秋保町境野字山田	散布地	縄文
53	境野遺跡	仙台市太白区秋保町境野字野尻	散布地	縄文
54	羽山遺跡	仙台市太白区秋保町境野字羽山	散布地	縄文中～晩・古代
55	浜井場遺跡	仙台市太白区秋保町境野字浜井場	散布地	縄文前・中
56	細野原遺跡	仙台市太白区秋保町湯元字細野原	散布地	縄文中
57	大夫原遺跡	仙台市太白区秋保町湯元字大夫	散布地	縄文前・中
58	行沢遺跡	仙台市太白区秋保町湯元字行沢	散布地	縄文早・前・弥生
59	湯元小屋館跡	仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙	城館	中世
60	釜土遺跡	仙台市太白区秋保町湯元字釜土	散布地	縄文
61	岩屋堂板碑群（洞窟堂板碑群）	仙台市太白区秋保町長袋字枇杷原	板碑群	中世
62	中谷地遺跡	仙台市太白区茂庭字中谷地南	散布地	縄文早
63	砂田遺跡	仙台市太白区坪沼字砂田ほか	散布地	縄文早・奈良・平安
64	舟窪遺跡	仙台市太白区坪沼字大苗ほか	散布地	縄文
65	内城Ⅱ遺跡	仙台市太白区坪沼字大苗	散布地	縄文・奈良・平安
66	内城Ⅰ遺跡	仙台市太白区坪沼字内城	散布地	縄文・平安
67	大苗遺跡	仙台市太白区坪沼字大苗ほか	散布地	縄文・弥生
68	十一面観音堂板碑	仙台市太白区坪沼字大苗	板碑	中世
69	青木沢B遺跡	仙台市太白区坪沼字青木沢	散布地	縄文
70	相ノ原遺跡	仙台市太白区坪沼字相ノ原	集落	縄文中・後・平安
71	小塚西遺跡	仙台市太白区茂庭字小塚西	散布地	縄文中
72	青木沢遺跡	仙台市太白区坪沼字立石山	散布地	縄文
73	大貝中遺跡	仙台市太白区坪沼字大貝中ほか	集落	縄文早～晩・古墳・平安
74	黒森山遺跡	川崎町小野字黒森山	散布地	縄文

〔「宮城県遺跡地図情報」(宮城県HP、閲覧：令和元年11月)より作成〕

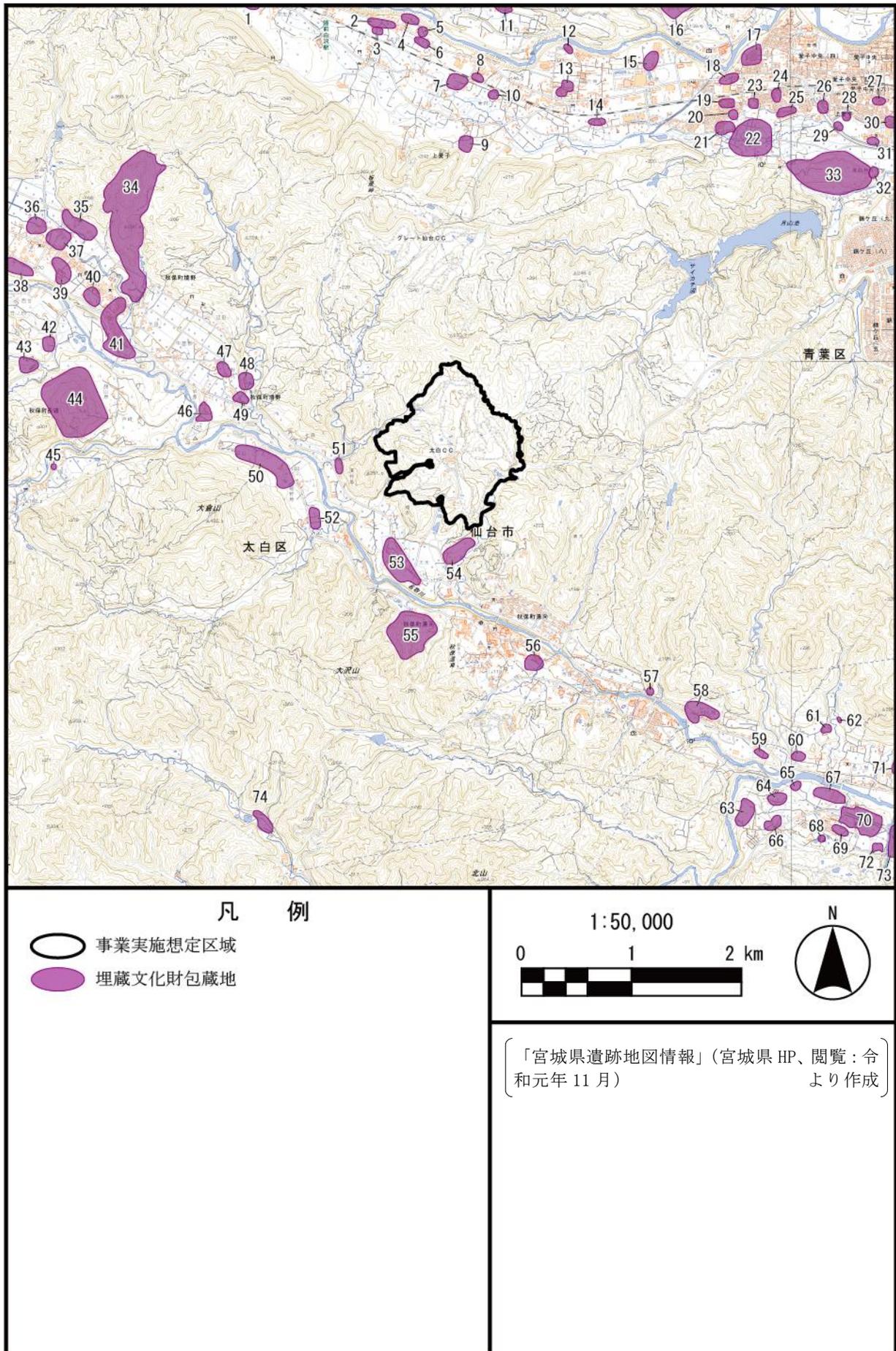


図 3. 2-22 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

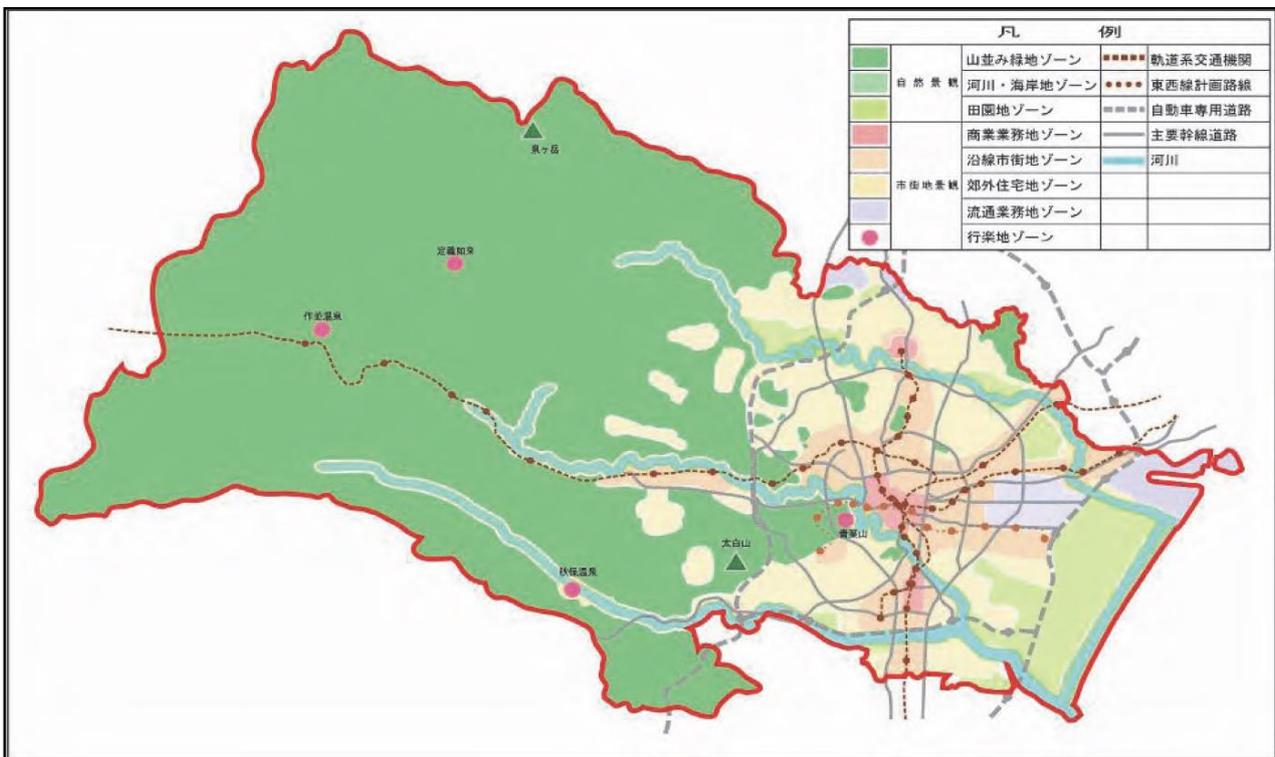
(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

仙台市では、平成7年に「杜の都の風土を育む景観条例」（仙台市条例第5号）を制定し、「杜の都の風土」を仙台固有の財産と位置づけ、仙台にふさわしい魅力的な景観形成に取り組んできた。そうした中、「景観法」（平成16年法律第110号、最終改正：平成30年6月8日）が制定されたことから、「景観法」に基づく「仙台市「杜の都」景観計画」（仙台市、平成21年）が策定された。

「景観法」第8条の規定により定められた景観計画区域について、仙台市は全域が景観計画区域に指定されている。景観計画区域では、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、それぞれ届出対象行為や景観形成の基準が定められており、建築物及び工作物の新築、色彩の変更等（高さ、面積等基準あり）といった行為には、行為着手の30日前までの届出を義務付けている。

景観計画では、図3.2-23及び表3.2-50のとおり景観計画区域を8つのゾーンに分け、ゾーンごとに特性に応じて、建築物等に対する「景観形成の方針」に基づく取り組みを進めていくこととしている。計画地は、「山並み緑地ゾーン」に位置付けられている。また、景観重点区域及び地域の魅力的な景観形成のきめ細やかな一層の推進をはかるため、「杜の都の風土を育む景観条例」により、景観重要建造物、景観重要樹木を指定しているが、調査範囲内での指定はない。



〔「仙台市「杜の都」景観計画」（仙台市、平成21年）より作成〕

図 3.2-23 景観計画区域の8つのゾーン区分

表 3.2-50 景観計画区域別の景観形成の方針

分類	ゾーン名称	景観形成の方針
自然景観	山並み緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドマークとなる近郊の山並みや奥山の景観の保全を図る ・山や丘陵等の地形を活かし、地域の原風景に調和した景観の形成を図る ・里山における景観の保全や中山間地域における安らぎ感ある良好な景観の形成を図る
	河川・海岸地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と風の道等の環境効果により、都市を潤す水辺景観の保全を図る ・広瀬川沿い等水辺空間と街並みが調和し、親水性に配慮した景観の形成を図る ・太平洋岸の海岸線や貞山運河沿いの松林等の自然や歴史景観を活かした景観形成を図る
	田園地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る ・田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る ・遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る
市街地景観	商業業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点性を高め、立体的まとまり感のある景観形成を図る ・気品ある賑わいと活気、歩いて楽しい街並み景観の形成を図る ・緑やオープンスペースをもつ、ゆとりと潤いのある景観の形成を図る
	沿線市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線の街並みの連続性と賑わいに配慮した景観形成を図る ・中高層住宅として集約的まとまり感のある景観形成を図る ・社寺や旧街道筋など歴史的な資源に配慮した景観形成を図る
	郊外住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る ・くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る ・地区特性を活かした美しい景観形成を図る
	流通業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る ・ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成を図る ・仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてにぎわい・交流機能を活かした景観形成を図る
	行楽地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・観光レジャーの楽しさが感じられる景観形成を図る ・四季折々の自然の豊かな風景を楽しめる景観形成を図る ・落ち着きと風情のある観光地として、山里を彩る景観形成を図る

〔「仙台市「杜の都」景観計画」(仙台市、平成 21 年)より作成〕

② 都市計画法に基づく風致地区

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日)により指定された風致地区はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

事業実施想定区域及びその周囲における、「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：平成 30 年 6 月 1 日)に基づく保安林の指定状況は図 3.2-24 のとおり、事業実施想定区域には保安林の指定はない。

② 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲における、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日)に基づく砂防指定地は図 3.2-25 のとおり、事業実施想定区域には砂防指定地の指定はない。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日)に基づく地すべり防止区域の指定はない。

⑤ 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「宅地造成等規制法」(昭和 36 年法律第 191 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日)に基づく宅地造成工事規制区域は図 3.2-26 のとおり、事業実施想定区域には宅地造成工事規制区域の指定はない。

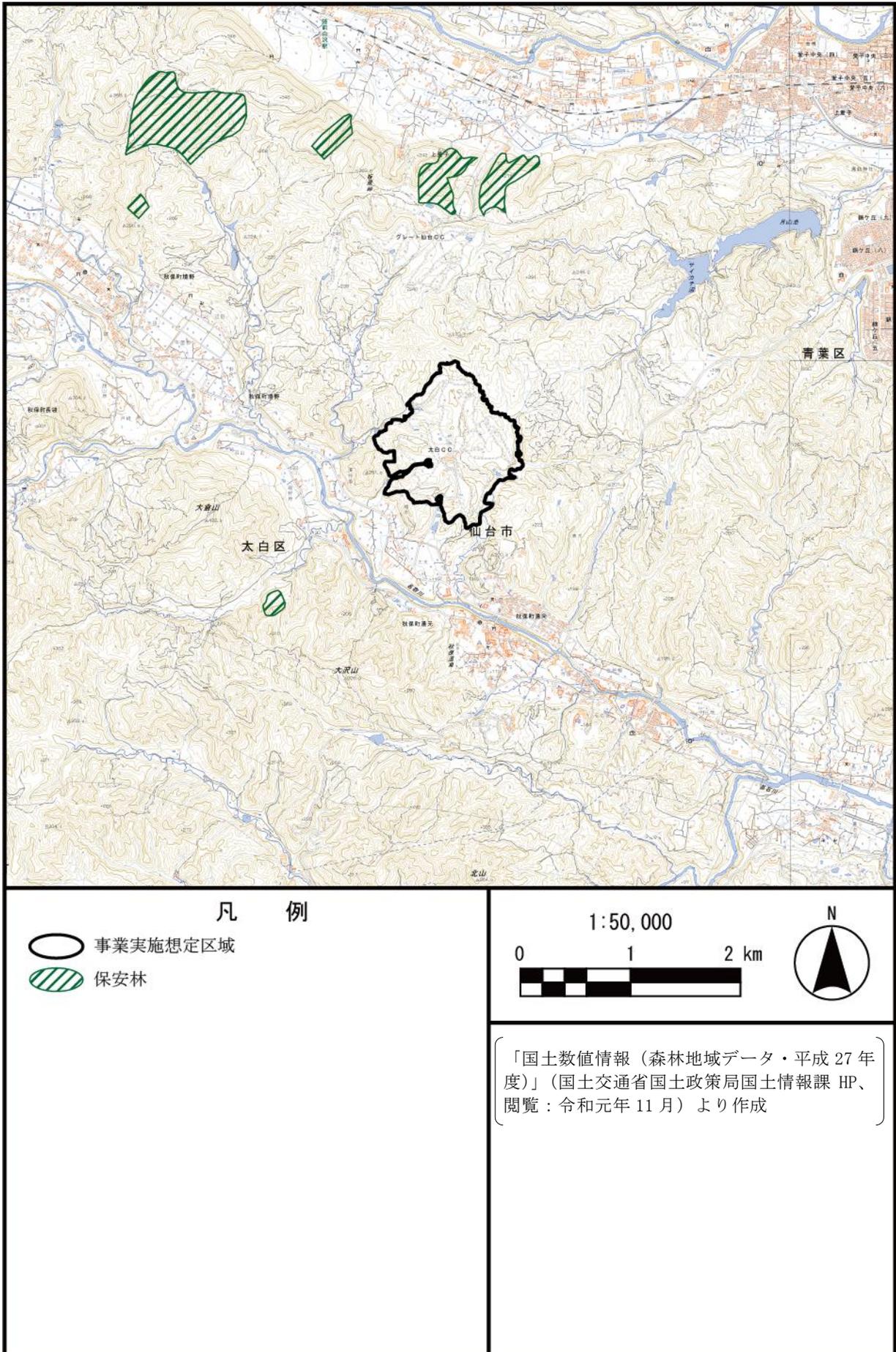


図 3.2-24 保安林の指定状況

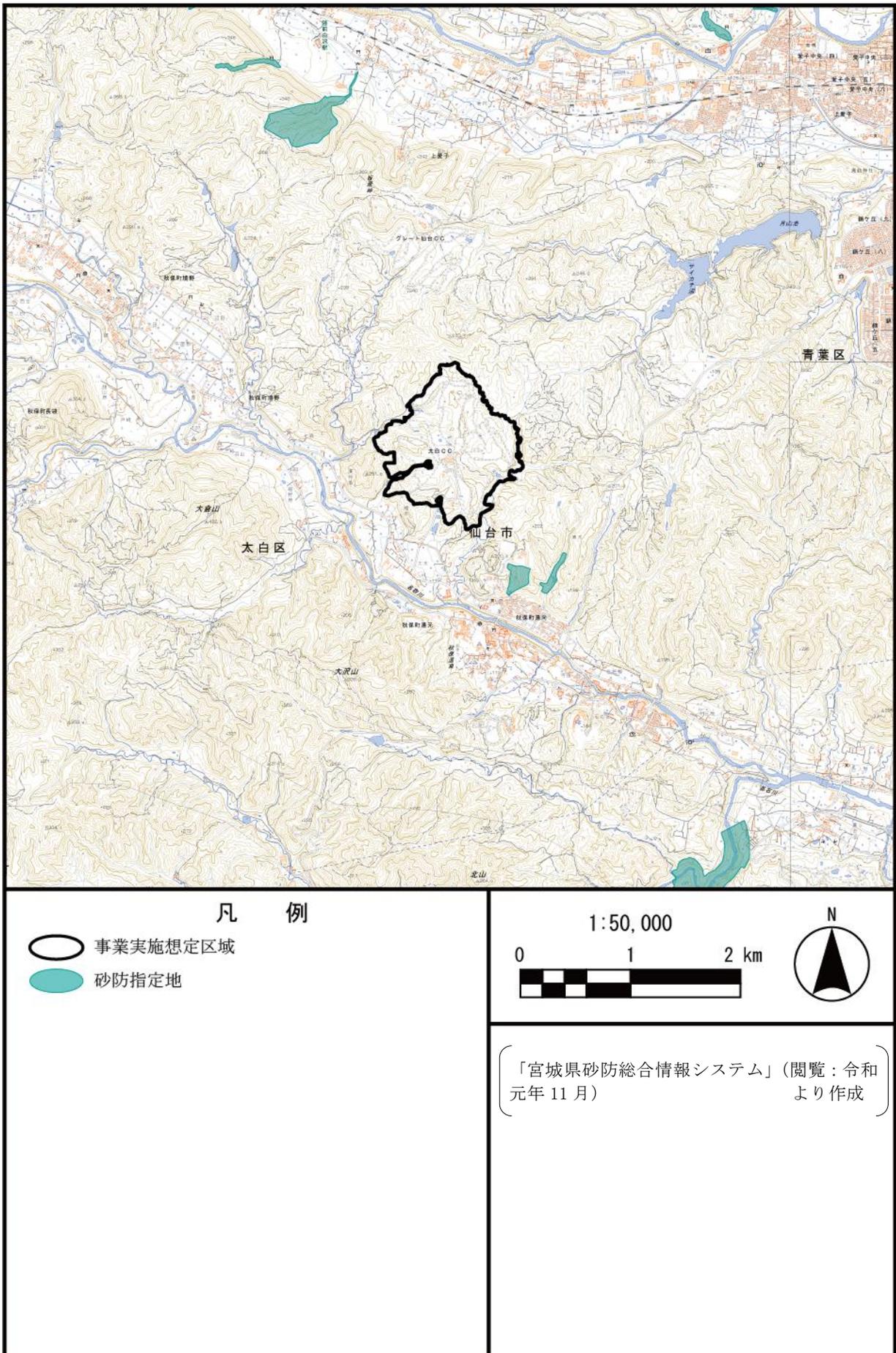


図 3.2-25 砂防指定地の指定状況

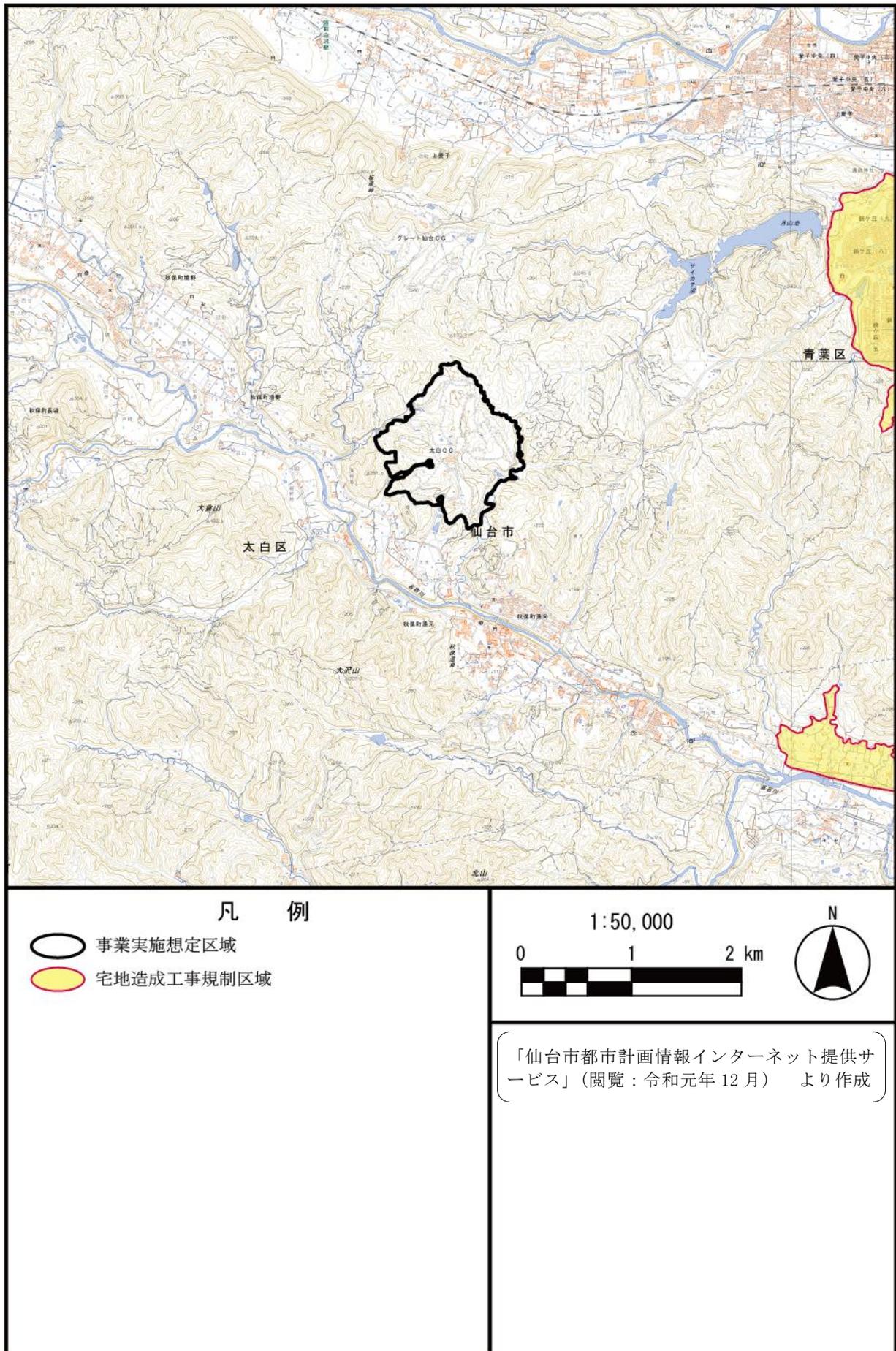


図 3.2-26 宅地造成工事規制区域の指定状況

⑥ **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域**

事業実施想定区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：平成 29 年 5 月 19 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図 3.2-27 のとおり、事業実施想定区域及びその周囲には土砂災害警戒区域が存在するが、事業実施想定区域には土砂災害特別警戒区域の指定はない。

⑦ **山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区**

事業実施想定区域及びその周囲における「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 18 年）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）は図 3.2-28 のとおり、事業実施想定区域には山地災害危険地区の指定はない。

⑧ **国土交通省の調査・点検要領に基づく土砂災害危険箇所**

国土交通省の調査・点検要領に基づく土砂災害危険箇所（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）は、都道府県が土砂災害の危険性のある箇所を机上調査で抽出したもので、国土交通省が平成 14 年に発表している。事業実施想定区域及びその周囲における土砂災害危険箇所は図 3.2-29 のとおり、事業実施想定区域には土砂災害危険箇所の指定はない。

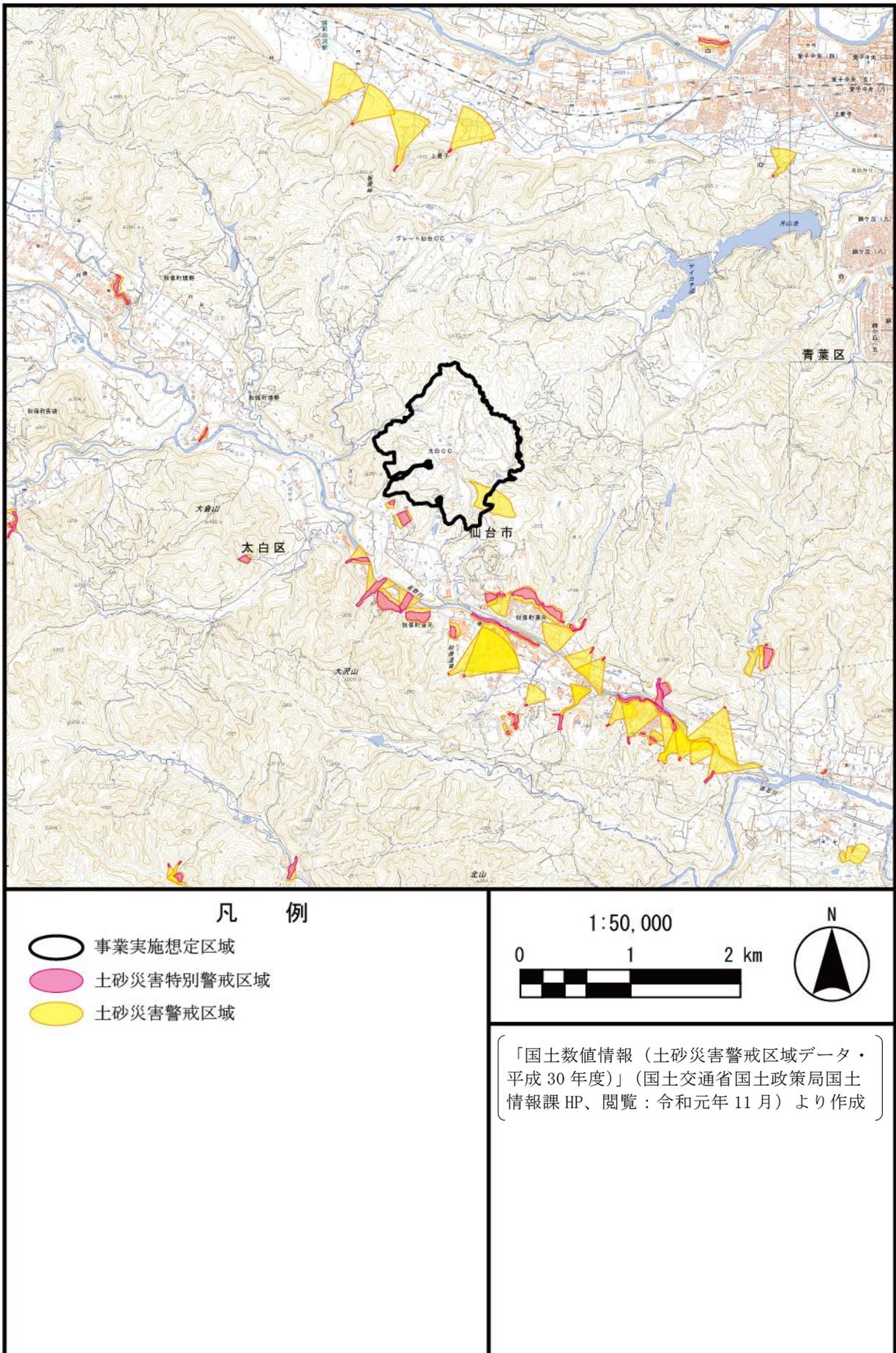


図 3.2-27 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

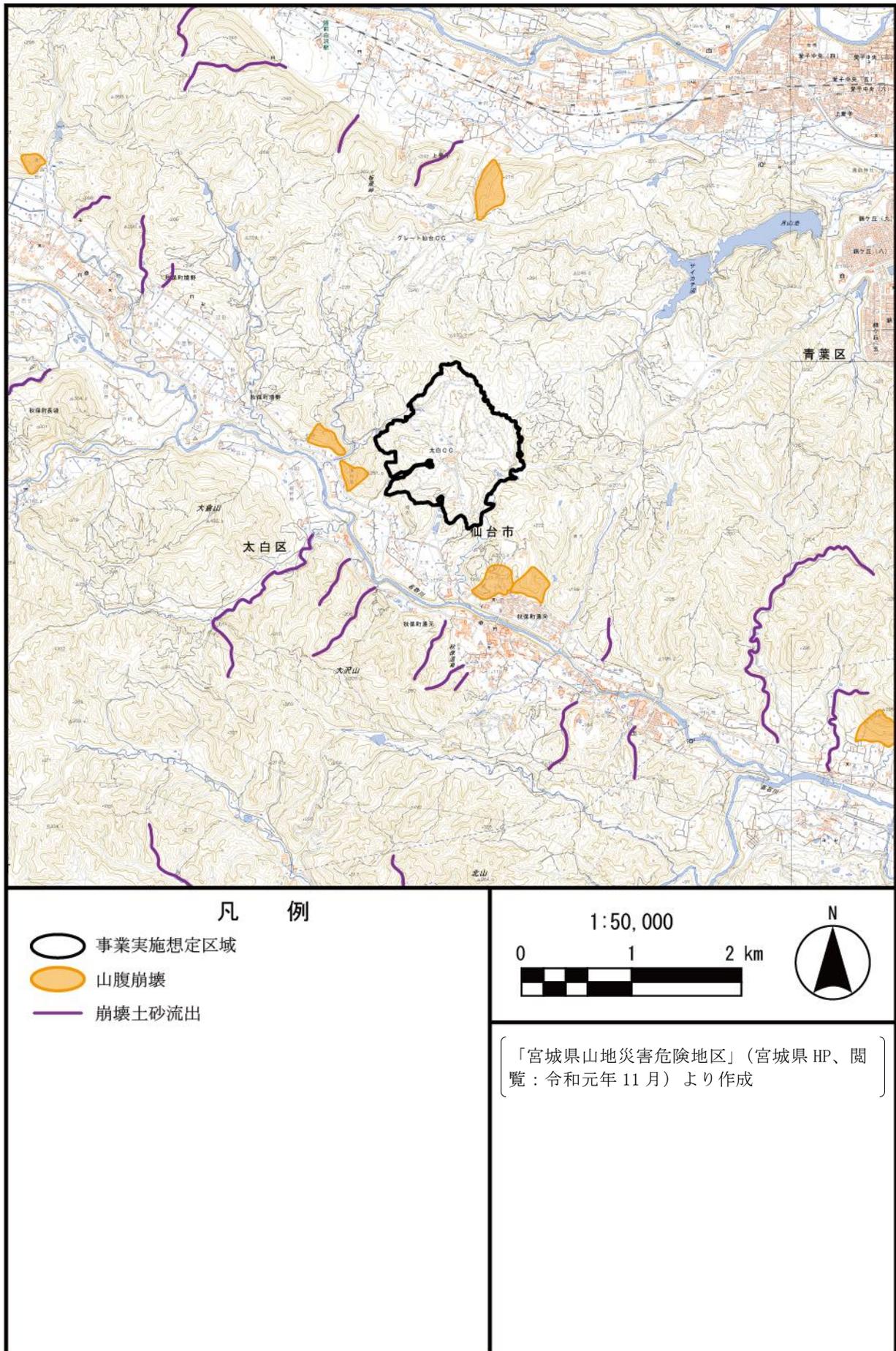


図 3.2-28 山地災害危険地区の指定状況

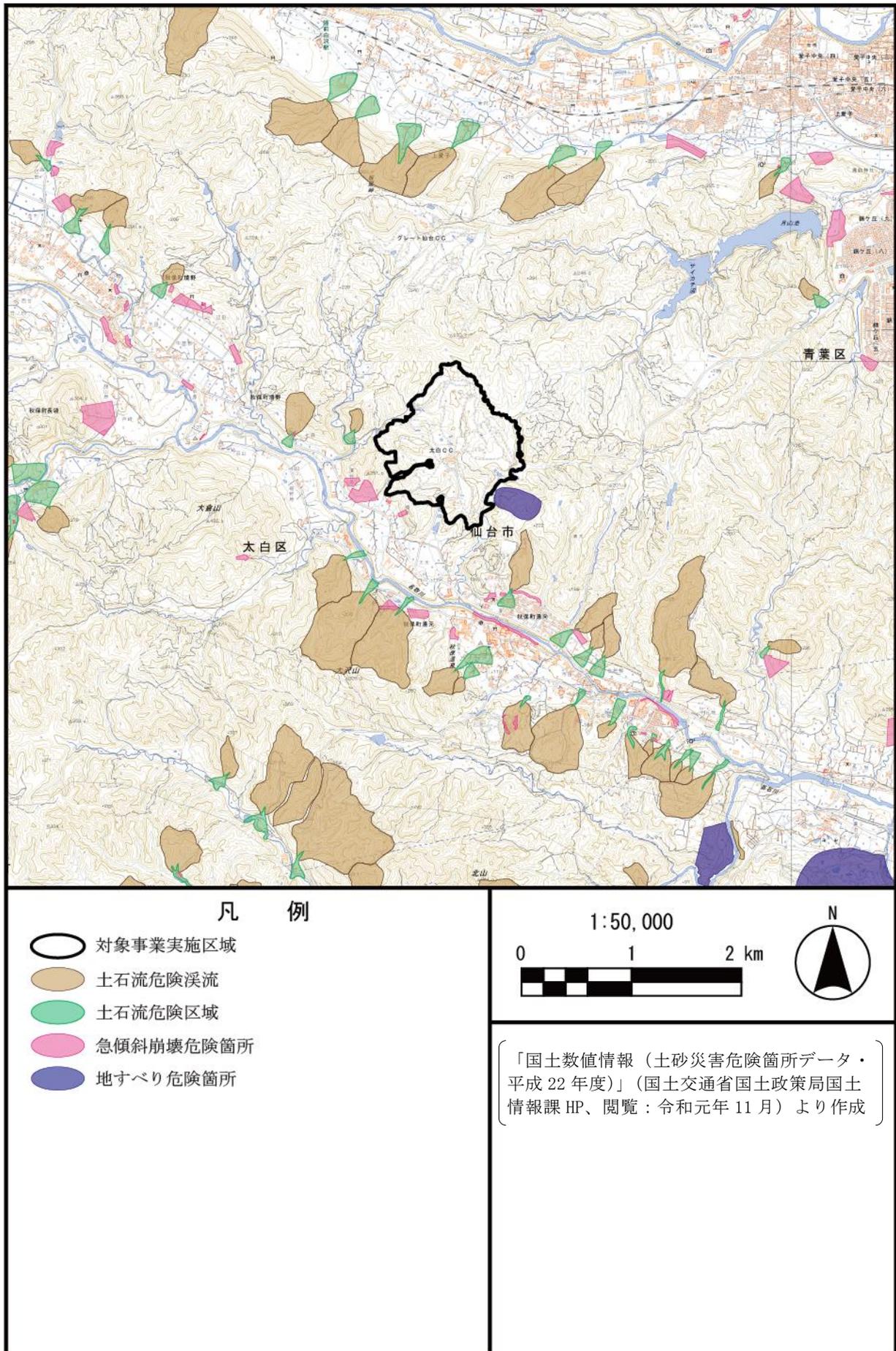


図 3.2-29 土砂災害危険箇所の指定状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-51 のとおりである。

表 3.2-51 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無			
			仙台市	川崎町	事業実施想定区域及びその周囲	事業実施想定区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○
		農業地域	○	○	○	×
		森林地域	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	○	×
	ふるさと宮城の水循環保全条例	水道水源特定保全地域	○	○	×	×
	広瀬川の清流を守る条例	環境保全区域、水質保全区域	○	×	○	×
公害防止	環境基本法	水質類型指定	○	○	○	×
		騒音類型指定	○	×	○	×
	騒音規制法	規制地域	○	×	○	○
	振動規制法	規制地域	○	×	○	○
	水質汚濁防止法	指定地域	×	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	×	○	○
	土壌汚染対策法	指定区域	○	×	○	×
工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律	地下水採取の規制地域	○	×	×	×	
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×
		国定公園	○	○	×	×
	宮城県立自然公園条例	県立自然公園	○	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×
	宮城県自然環境保全条例	自然環境保全地域、緑地環境保全地域	○	○	○	×
	杜の都の環境をつくる条例	保存緑地	○	—	×	×
		保存樹木	○	—	○	×
		保存樹林	○	—	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約湿地	×	×	×	×	
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○*	○*	○*	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×	×
		市町指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	×	○	○
	都市計画法	風致地区	○	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	×
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	×	×
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	○	×	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○
	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区	○	○	○	×
国土交通省の調査・点検要領	土砂災害危険箇所	○	○	○	×	

注：1. 「○」は指定等あり、「×」「—」は指定なし等を示す。

2. 「○*」は、所在地が地域を定めず指定した天然記念物の種のみ指定があることを示す。